

平成 23 年度

施策管理報告書

【様式 3】

平成 24 年 7 月

東 大 阪 市

目次

	ページ 番号
第1節 市民が主体的に活躍するまち	1
第2節 人権を尊重するまち	2
第3節 男女が共に生き生きと暮らすまち	3
第4節 平和の大切さを伝えるまち	4
第5節 開かれた市役所のあるまち	5
第6節 文化に親しめるまち	6
第7節 歴史や伝統を大切にするまち	7
第8節 多くの国・地域や人の交流が育まれるまち	8
第9節 いくつになっても学べるまち	9
第10節 学校・家庭・地域が一緒になって子どもを育むまち	10
第11節 青少年が健やかに育つまち	12
第12節 スポーツを楽しめるまち	13
第13節 健康で元気に暮らせるまち	14
第14節 安心して医療を受けられるまち	15
第15節 生活衛生が行き届いたまち	16
第16節 みんなで支え合う福祉のまち	17
第17節 安心して子どもを生み、育てられるまち	18
第18節 高齢者が生きがいを持って暮らせるまち	19
第19節 障害のある人が自立して生活できるまち	20
第20節 生活自立相談や支援を受けられるまち	21
第21節 モノづくりが元気なまち	22
第22節 買い物しやすいまち	23
第23節 農業と農地空間を大切にするまち	24
第24節 産業活動にとって魅力のあるまち	25
第25節 雇用が安定し、働きやすいまち	26
第26節 消費者が守られるまち	27
第27節 危機や災害への備えが万全なまち	28
第28節 安全で快適な市街地のあるまち	30
第29節 水と緑に親しめるまち	31
第30節 良好な住まいのあるまち	32
第31節 安全で便利な交通機関や道路のあるまち	33
第32節 良好な環境を次代に引き継ぐまち	34
第33節 上下水道によって安全・快適に暮らせるまち	35
行財政編 効率的で健全な行財政運営が行われるまち	36

- 様式の見方 -

部節名	後期基本計画の体系を記載しています。
基本方針	後期基本計画にある各節の基本方針を記載しています。
取り組みのあらまし	後期基本計画にある各節の取り組みのあらましを記載しています。
指標及び実績値	後期基本計画にある各節の3つの指標とその実績値を記載しています。
主な実施事業及びその評価	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取り組みのあらましNo.及び実施計画事業名欄については、この施策に該当する第1次実施計画の事業名を記載しています。 ・ 後期基本計画期間における評価欄については、当該事業における事業管理報告書の平成23年度目標達成度(A～Dの評価)を記載しています。 平成23年度目標に対する実績の割合が、 A：100%以上 B：80%以上100%未満 C：50%以上80%未満 D：50%未満 目標が2つの場合は、 A：4点 B：3点 C：2点 D：1点として、 8～7点=A、 6～5点=B、 4～3点=C、 2点=D ・ 今後に向けた重点事業欄については、第2期市政マニフェスト掲載事業および施策の担当部局として、施策の実現に向けて重点的に行う事業を示しています。 ・ 平成23年度目標達成度別事業数欄についてはこの施策に該当する事業の「A」「B」「C」「D」それぞれの事業数を記載しています。
施策評価及び今後の取り組み方針	基本方針に沿った各節の進捗状況について施策レベルの評価を行うとともに、施策実現のための今後の取り組み方針について、政策実績報告会における『市長からの指示』を記載しています。

平成23年度 施策管理報告書(市長用)

第1部 第1節 市民が主体的に活躍するまち

【基本方針】

市民だれもが自分たちのまちに誇りと愛着を持てるよう、自分たちのできることを生かして、責任を持って主体的にまちづくりを進め、楽しさや達成感、連帯感を味わえる環境をつくります。そのため、地域の特徴を生かすことや、市民によるまちづくり活動の自立を促すこと、活動への理解を深めること、活動の担い手となる人材や団体などを育てることなどに取り組みます。

これらの取り組みを行うに当たっては、市民と市役所が対等な関係で、互いを尊重し合い、目的と課題を共有し、協力して活動することによって、活力あるまちづくりを行う、公民協働を基本にします。

【取り組みのあらまし】

- 1 地域の特性を生かしたまちづくりを進めます 5
- 2 市民によるまちづくりを応援します 6
- 3 市民のまちづくりへの理解を深めます 7
- 4 まちづくりの担い手づくりを進めます 8

指 標	単 位	実 績 値										目 標 値	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32	
1 市民が主体となったまちづくりが進められていると思う市民の割合	%	36.0											UP
2 社会福祉協議会のボランティアグループ登録数	グループ	145											グループ 136
3 まちづくり活動助成団体数(累計)	団体	123											団体 150

【主な実施事業及びその評価】

	取り組みのあらまし 及び実施計画事業名	単 位	後期基本計画期間における評価										第1期市政 マニフェスト	実施部局名	
			H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32			
1	1 東大阪市大学連絡協議会	A													経営企画部
2	1 リージョンセンター施設改修事業	A													協働のまちづくり部
3	1 リージョンセンター公民協働事業	B													協働のまちづくり部
4	2 自治会集会所整備補助事業	B													協働のまちづくり部
5	2 地域まちづくり活動助成事業	B													協働のまちづくり部
6	3 市民活動拠点(ホール等)整備事業	C													協働のまちづくり部
7	4 まちづくりコーディネーター育成事業	A													協働のまちづくり部
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20															
平成23年度目標達成度別事業数		A	3	B	3	C	1	D	0						

【施策評価及び今後の取り組み方針】

(協働のまちづくり)

平成24年度に新設した部であるが、まちづくりコーディネーター育成事業あるいは市民活動拠点整備事業について一定の成果が出ていることは評価するが、まだまだ「まちづくり」が定着していない。あるいは、その思いを共有しきれていないところもあるのかなと感じている。市として新しい組織をつくったわけなので、こういった事業も含めて、「まちづくり」とは何か、何を一緒に協働作業としてやっていくのかを試行錯誤しながらも前進するよう求めておく。

(東大阪市政版地域分権)

あわせて地域分権も並行してやっていかなければならないし、大きな課題として与えているところでもある。様々な自治体が地域分権ということで取り組んでいるが、英知を結集し、東大阪市政版の地域分権が確立できるよう指示する。

平成23年度 施策管理報告書(市長用)

第1部 人権を尊重するまち														
第2節														
<p>【基本方針】</p> <p>人権は、すべての人が生まれながらに持っている、最も基本的な権利であり、人権を尊重した、いかなる差別もない豊かで明るいまちをつくります。</p> <p>そのため、市民や事業者、教育関係者、関係機関、市役所などが連携、協力し、同和問題や、外国籍住民、障害のある人、子ども、高齢者、女性などの人権問題の解決に向け、横断的な取り組みを進めます。</p> <p>【取り組みのあらまし】</p> <p>1 あらゆる施策に人権尊重の視点を取り入れます 5</p> <p>2 効果的な人権啓発・人権教育を進めます 6</p> <p>3 情報・相談機能を充実させます 7</p> <p>4 8</p>														
指標	単位	実績値											目標値	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32		
1 人権を尊重したまちづくりが進められていると思う市民の割合	%	31.8											UP	
2 人権講座の延べ参加者数	人	1,012											人 1,000 UP	
3 市職員の人権研修受講者数	人	979											UP	
【主な実施事業及びその評価】														
	取り組みのあらまし及び実施計画事業名		後期基本計画期間における評価										第1期市政マニフェスト	実施部局名
			H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
1	2	人権啓発促進事業	A											人権文化部
2	2	共同浴場改修事業	A											人権文化部
3	2	人権文化センター人権啓発事業	A											人権文化部
4	2	人権教育の推進	A											人権教育室
5	3	人権文化センター総合相談事業	B											人権文化部
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
平成23年度目標達成度別事業数			A	4	B	1	C	0	D	0				
【施策評価及び今後の取り組み方針】														
(人権問題)														
<p>本市は人権尊重のまちを標榜しており、本市の市政のひとつの柱である。あらゆる分野で人権尊重ということ念頭に置きながら施策を展開していくことは当然である。人権文化部においても、自らだけでなく、他の部局における施策についても十二分に人権に対する配慮がなされているかどうか、連携をするように求めておく。特に今日、いじめ、児童虐待、高齢者虐待について、人権問題の大きな課題になっている。十二分にこういったところでも連携を求めておく。</p> <p>内閣府の調査結果の報道で、拉致問題について、関心はあるが様々な啓発に対して参画率が悪いということがあった。拉致被害者の中に本市に関係のある方もおられる。そういった意味で、拉致問題については、東大阪市は他の自治体以上に取り組む必要が人権の観点からもあると思うので、今後、精力的な取組みを指示しておく。</p> <p>人権教育室については、いじめ対策について、より一層の取組みを求める。</p>														

平成23年度 施策管理報告書(市長用)

第1部 第3節 男女が共に生き生きと暮らすまち

【基本方針】

男女が互いに個人としての尊厳を認め合い、性別にとらわれることなく個性や能力を発揮しながら、生き生きと暮らせるまちをつくります。

そのため、性別による固定的な役割分担意識を無くし、男女が社会のあらゆる分野で対等に活躍するとともに、仕事と家庭を両立して暮らしていけるよう、取り組みます。

【取り組みのあらまし】

- 1 男女が対等な関係を築く意識を育みます
- 2 仕事と家庭が両立できる環境をつくります
- 3 男女が生き生きと活躍できる職場をつくります
- 4 男女が共にまちづくりを進めます
- 5 だれもが安心して暮らせるまちづくりを進めます
- 6
- 7
- 8

指 標	単 位	実 績 値											目標値
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32	
1 男女が共に生き生きと暮らせるまちづくりが進められていると思う市民の割合	%	55.8											UP
2 男女共同参画センターの団体登録数	団体	24											団体 40
3 審議会などの女性委員参画率	%	26											% 40

【主な実施事業及びその評価】

	取り組みのあらまし 及び実施計画事業名	後期基本計画期間における評価										第1期市政 マニフェスト	実施部局名	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32			
1	1 男女共同参画推進事業	B												人権文化部
2	1 男女共同参画センター自主事業	A												人権文化部
3	3 人事管理事務(管理職への女性登用)	A												行政管理部
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
平成23年度目標達成度別事業数		A	2	B	1	C	0	D	0					

【施策評価及び今後の取り組み方針】

(男女共同参画推進事業)

各審議会の女性の比率が微増していることは評価するが、なかなか目標に至っていない。そういった意味で、様々な審議会を所管する担当者においては、積極的に女性の適任者を見出す努力をできるように求めておく。人権文化部においてもその協力をするように求めておく。

(管理職への女性登用)

管理職の女性登用には積極的に取り組んでいただいている。女性だから、男性だからということはないが、是非とも女性の職員には頑張ってもらいたい。女性が持つ様々な状況はあるが、市としては十二分に理解をしながら、男女共同参画はやはり我々公からやっていかなければならないと思う。一層積極的な取り組みを求めておく。

【様式3】

平成23年度 施策管理報告書(市長用)

第1部 第4節 平和の大切さを伝えるまち

【基本方針】

平和は人間として生きるための基本であり、全世界の共通の願いです。市民一人ひとりが平和の大切さを実感し、平和を築き、後世に伝えていくまちをつくります。

そのため、平和への意識を高め、非核平和の重要性を認識できるよう、平和についての啓発や平和学習に取り組みます。

【取り組みのあらまし】

- 1 市民の平和意識を高めます 5
- 2 子どもたちの平和学習を充実させます 6
- 3 平和の重要性と核兵器廃絶のメッセージを世界に発信します 7
- 4 8

指標	単位	実績値										目標値	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32	
1 平和を意識したまちづくりが進められていると思う市民の割合	%	36.0											UP
2 平和事業の参加者満足度	%	84											% 90
3 修学旅行で平和学習に取り組んでいる学校の割合	%	65											% 100

【主な実施事業及びその評価】

	取り組みのあらまし 及び実施計画事業名	後期基本計画期間における評価										第1期市政 マニフェスト	実施部局名	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32			
1	1 平和のまちづくりの推進	B												人権文化部
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
平成23年度目標達成度別事業数		A	0	B	1	C	0	D	0					

【施策評価及び今後の取り組み方針】

(平和のまちづくりの推進)

戦争体験の風化も危惧される中、昭和60年の平和都市宣言の精神を十分に尊重しながら、特に、若年層に対する平和への認識を高めるよう、事業を工夫して取り組んでいくよう求めておく。

平成23年度 施策管理報告書(市長用)

第1部 第5節 開かれた市役所のあるまち															
【基本方針】 市民には「知る権利」が、市役所には「説明責任」があります。市民が主体となったまちづくりの実現のためには、開かれた透明性の高い市役所であることが重要です。そのため、個人情報の保護には十分配慮した上で、積極的に情報を受発信するとともに、市民と市役所が互いの立場を尊重した、対話と参加の機会を設けます。また、市役所業務は常に説明責任を伴い、職員一人ひとりが市役所の広報広聴を担うという認識を持ち、より一層身近で市民に開かれた市役所をめざします。															
【取り組みのあらまし】															
1	市民の声に基づいて市政を進めます	5													
2	市政にかかわる情報を分かりやすく発信します	6													
3	市役所が取り扱う市民の個人情報を守ります	7													
4		8													
指標	単位	実績値											目標値		
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32			
1	市役所は市民の意見を広く聴き、情報公開が進んでいると思う市民の割合	%	47.4											UP	
2	市ホームページのアクセス件数	件	136万											250万 件 UP	
3	市職員の情報セキュリティポリシー研修受講者数	人	551											UP	
【主な実施事業及びその評価】															
	取り組みのあらまし及び実施計画事業名	単位	後期基本計画期間における評価										第1期市政マニフェスト	実施部局名	
			H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32			
1	1 市民相談業務	B													市長公室
2	1 市政世論調査	B													市長公室
3	2 子ども市政だより発行事業	B													市長公室
4	2 市政だより発行事業	A													市長公室
5	2 ホームページ拡充事業	B													市長公室
6	2 市政情報番組提供事業	D													市長公室
7	2 情報公開制度の推進	D													市長公室
8	3 個人情報保護制度の推進	A													市長公室
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
平成23年度目標達成度別事業数			A	2	B	4	C	0	D	2					
【施策評価及び今後の取り組み方針】															
(市政だより発行事業)															
市政だよりが1,000号を迎えた。市政だよりは、本当に多くの市民の皆様が読んで、目にして、市としての重要な情報提供のツールである。市民の皆様が市政情報の必要性を考えているわけであるので、マンネリ化しないように、常に見やすい、的確な情報提供に努めていくように求めておく。															
(市政情報番組提供事業)															
ケーブルテレビの普及率が相当上がった。「虹色ねっとわーく」の番組を見やすい、あるいは継続して見ていただけるように、番組の構成の工夫もどこかの時点では必要ではないかと考える。															
(ホームページ拡充事業)															
ホームページがリニューアルした。私個人としては、非常に見にくい、わかりにくいというのか、不親切というのか、少し厳しい評価をしてしまう。もう少し工夫を、見やすい、求めている情報が的確に手に入る、リンクできる、そういったものにしていくべきと思う。あわせて今、フェイスブックという大きなひとつの流れがある。佐賀県武雄市がフェイスブックを利用し、他自治体もまた取り組んでいる。フェイスブックの活用は、取り組むべきだと思う。															
ホームページの中の言葉遣い、漢字の使い方だが、例えば「まちづくり」という言葉がある。街路樹の「街」という字、あるいはひらがなの「まちづくり」を指すのか、あるいはハード的なまちづくりであれば「都市」という漢字で「都市づくり」にすべきではないのかなど、全体を見て現状のホームページは工夫がいろいろあると思っている。															

平成23年度 施策管理報告書(市長用)

第2部 文化に親しめるまち

【基本方針】

文化は心を豊かにし、生きがいを与えてくれます。長い歴史によって地域で育まれてきた、地域の特色を生かした文化に親しみ、大切に思う心を育みます。

そのため、あらゆる活動に文化の視点を取り入れるとともに、個性あふれる豊かな文化を発掘します。また、文化的な資源、情報を発信します。さらに、文化やその担い手を育み、市民が自ら文化活動に取り組める環境や、身近に文化に親しむ機会を提供します。

【取り組みのあらまし】

- 1 あらゆる施策に文化の視点を取り入れます 5
- 2 魅力ある文化情報を把握し、発信します 6
- 3 文化施設を有効に活用します 7
- 4 文化に親しむ機会を提供します 8

指標	単位	実績値											目標値
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32	
1 文化に親しめるまちづくりが進められていると思う市民の割合	%	35.9											UP
2 文化関連施策の実施件数	件	97											120
3 文化施設の延べ利用者数	人	33万											500,000

【主な実施事業及びその評価】

	取り組みのあらまし 及び実施計画事業名	単位	後期基本計画期間における評価										第1期市政 マニフェスト	実施部局名	
			H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32			
1	1 文化推進事業	B													人権文化部
2	3 市民美術センター自主事業	B													人権文化部
3	3 市民会館等文化施設整備事業	C													社会教育部
4	3 児童文化スポーツセンター改修事業	A													社会教育部
5	3 永和図書館整備事業	C													社会教育部
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20															
平成23年度目標達成度別事業数			A	1	B	2	C	2	D	0					

【施策評価及び今後の取り組み方針】

(文化推進事業)

文化芸術振興条例を制定したが、この条例がまだまだ市民の間で定着していない感がある。いい条例をつくったわけであるから、まず市民の間で定着をし、そして、文化都市、芸術都市ということをも市民の皆様と共有できるように施策展開をするように求めておく。

(市民会館等文化施設整備事業、永和図書館整備事業)

市民会館、文化会館、青少年女性センター、永和図書館をはじめとして、老朽化ということで、いま今後の展開を関係部局と調整をしている段階であるかと思う。当然のことながら、いま社会教育部が担っているわけであるので、十二分に関係部局と連携しながら、早い時期にそれぞれの施設のあり方を市民の皆様に見ていただけるように努力することを求めておく。

(児童文化スポーツセンター改修事業)

大幅なりニューアルができたということであるが、リピーターというか、多くの子どもたち、市民の皆様にご利用していただけるように、これから一層PRなり、事業の工夫なりをするように求めておく。

平成23年度 施策管理報告書(市長用)

第2部 第7節 歴史や伝統を大切にすまち

【基本方針】

歴史遺産や伝統はいったん失うと元には戻らない貴重な財産であることから、市や地域の、歴史や伝統を大切にすまちをつくりまします。

そのため、郷土の歴史遺産の調査、研究や、その保存と活用に努め、身近な歴史や伝統の啓発を行い、市民と共に文化財保護を進めます。また、古文書などの歴史資料を調査、整理ならびに保存、活用するとともに、古代から現代までを対象とした市史の編さんに努めます。

【取り組みのあらまし】

- 1 市民と共に文化財保護を進めます 5
- 2 歴史・文化を感じられるまちづくりを進めます 6
- 3 文化財の普及啓発を進めます 7
- 4 市史の編さん、活用を進めます 8

指標	単位	実績値											目標値
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32	
1 歴史や伝統を大切にすまちづくりが進められていると思う市民の割合	%	52.9											UP
2 一般公開している文化財施設の入館者数	人	30,340											人 30,000
3 文化財ボランティアの延べ活動者数	人	909											人 1,500

【主な実施事業及びその評価】

	取り組みのあらまし 及び実施計画事業名	後期基本計画期間における評価										第1期市政 マニフェスト	実施部局名	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32			
1	1 文化財ボランティア育成事業	C												社会教育部
2	2 河内寺廃寺跡史跡公園整備事業	A												社会教育部
3	2 指定文化財保存事業	D												社会教育部
4	2 埋蔵文化財発掘調査事業	A												社会教育部
5	4 市史編さん事業	B												人権文化部
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
平成23年度目標達成度別事業数		A	2	B	1	C	1	D	1					

【施策評価及び今後の取り組み方針】

(文化財ボランティア育成事業)

文化財については、人権文化部との連携もあっていながら、市民が様々な文化を育てていくという仕組みづくりが求められてくる。そういった意味で、文化財ボランティアを含めて、文化を担っていただける市民との協働作業、そういった事業についてのより一層の取り組みを求めておく。

平成23年度 施策管理報告書(市長用)

第2部 第8節 **多くの国・地域や人の交流が育まれるまち**

【基本方針】

国籍や民族の異なる人々が、互いの考え方や文化、習慣の違いを認め合い、すべての人が自分らしく生き、交流が育まれるまちであることが大切です。

そのため、多言語で必要な情報を入手できるようにするとともに、異なる文化を持つ市民が理解し合うための機会をつくります。さらに、まちのよさを生かした交流を進めるため、まちの魅力的な情報を提供し、広く内外の人にもそのよさを伝えることで、訪れたいまちをめざします。

【取り組みのあらまし】

- | | |
|-----------------------|-------------------------|
| 1 外国籍住民を支援し、社会参加を進めます | 5 東大阪市の魅力をつくり、発掘し、発信します |
| 2 市民に多文化共生の大切さを伝えます | 6 |
| 3 諸外国との交流、協力を進めます | 7 |
| 4 交流の機会や場所を増やします | 8 |

指標	単位	実績値											目標値
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32	
1 多くの国・地域や人の交流が盛んだと思う市民の割合	%	30.4											UP
2 国際情報プラザの多言語相談件数	人	1,145											人 960
3 国際交流や多文化理解に関するイベントの延べ参加者数	人	24,135											人 28,000

【主な実施事業及びその評価】

	取り組みのあらまし 及び実施計画事業名		後期基本計画期間における評価										第1期市政 マニフェスト	実施部局名	
			H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32			
1	1	国際情報プラザ事業	A												人権文化部
2	2	国際化推進事業	B												人権文化部
3	3	日新高等学校生徒短期交換留学事業	A												学校教育推進室
4	5	東大阪市魅力アピール推進事業	A												経営企画部
5	5	観光振興事業	B												経済部
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
平成23年度目標達成度別事業数			A	3	B	2	C	0	D	0					

【施策評価及び今後の取り組み方針】

(東大阪市魅力アピール推進事業)

カレーパン事業は非常にユニークで、メディアでも大変取り上げていただいた。いまB級グルメというのも大変はやりである。カレーパン事業をより一層発展させて、ある時期には第二、第三のカレーパンというものも考えてもらうように。あわせて、こういうかたちでの市のユニークさというものを積極的にアピールする、あるいはユニークさをつくり出すということも大事だと思う。そういった意味でアピール推進事業というものは、今後も積極的に取り組むよう求めておく。

ウェブサイトの利用ということ言えば、例えば市でアピールするような情報を積極的に募集する、あるいはいま夏祭りなどをやっているが、この地域でこんな盆踊りをやるよというような、アピールマップというようなものをつくってもいいのかなと、いわゆるオープンソース方式で市民の皆様から情報を提供していただいて、どんどん情報がウェブサイト上に掲載されていくようにすると一層活性化する、新しいアピールというものが生まれる、あるいは地域の情報が伝わるのではないのかと考えている。

(国際情報プラザ事業)

大変多くの利用者があるということで、非常に評価をする。スタッフも大変きめ細やかな対応をしているということで、このことについても大変いいことだと思う。市内大学との連携も含めて、さらにバージョンアップするように求めておく。

平成23年度 施策管理報告書(市長用)

第2部 第9節 **いくつになっても学べるまち**

【基本方針】

豊かな暮らしや充実した人生を送るため、市民が生涯を通して主体的に学び合い育ち合い、自らを高めていくことができるまちづくりを進めます。

そのため、市民が学べる「場所」や「機会」の提供や、「人材」に関する情報などを手に入れやすい生涯学習の環境づくりを進めます。また、市民自らが、あらゆる場所において、あらゆる機会を通じ、生涯にわたって楽しく学べるよう支援します。

【取り組みのあらまし】

- 1 生涯学習に関する情報を手に入れやすくします 5
- 2 利用しやすい生涯学習の場を提供します 6
- 3 参加しやすい学習機会を提供します 7
- 4 生涯学習を支える人材を発掘します 8

指 標	単 位	実 績 値											目標値
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32	
1 生涯学習活動が盛んだと思う市民の割合	%	25.4											UP
2 生涯学習に関する講座やイベントの延べ参加者数	人	712,613											人 873,000
3 市民一人当たりの図書貸し出し冊数	冊	3.9											冊 4.27

【主な実施事業及びその評価】

	取り組みのあらまし 及び実施計画事業名	後期基本計画期間における評価											第1期市政 マニフェスト	実施部局名	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32				
1	1 生涯学習推進事業	A													社会教育部
2	2 市民会館等文化施設整備事業	C													社会教育部
3	2 永和図書館整備事業	C													社会教育部
4	2 図書館運営事業	A													社会教育部
5	3 国際識字年推進事業	A													社会教育部
6	3 大学合同公開講座（東大阪市連携7大学公開講座）	A													社会教育部
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20															
平成23年度目標達成度別事業数		A	4	B	0	C	2	D	0						

【施策評価及び今後の取り組み方針】

(図書館運営事業)

図書館事業では、花園図書館で時間延長を行ったことについては評価する。ただ、図書館事業は、必ずしも官がやらなくてもいいのではないかと、いま相当数、民の運営がなされており、本市も検討実施の時期に来ていると思う。そういった意味で、より一層図書館サービスを向上させるための民間活力導入の必要性があると思うので、検討するように求めておく。

(市民会館等文化施設整備事業、永和図書館整備事業)

市民会館、文化会館、青少年女性センター、永和図書館をはじめとして、老朽化ということで、いま今後の展開を関係部局と調整をしている段階であるかと思う。当然のことながら、いま社会教育部が担っているわけであるので、十二分に関係部局と連携しながら、早い時期にそれぞれの施設のあり方を市民の皆様に見ていただけるように努力することを求めておく。

(大学合同公開講座（東大阪市連携7大学公開講座）)

大学との合同公開講座については、市内5大学に加えて周辺2大学、計7大学に拡大をし、参加者も非常に多いということで、いい学習機会を提供できたということで評価をする。

第2部 第10節 学校・家庭・地域が一緒になって子どもを育むまち

【基本方針】

本市の未来を担う子どもたちの健康や学力、豊かな人権感覚、主体性や調和のとれた人間性を育み、子どもたちの人格の完成をめざします。

そのため、教職員の資質や能力の向上、教育環境の整備、安全な学校園づくりに努めるとともに、子どもたちがすくすく育つ環境づくりのため、地域や家庭の教育力を活性化し、学校園と連携して教育に取り組みます。

【取り組みのあらまし】

- 1 知・徳・体のバランスのとれた子どもを育みます 5
- 2 教育の質を向上させ、教育条件を整えます 6
- 3 子どもが安心して学校に通えるようにします 7
- 4 地域全体で子どもを育みます 8

指標	単位	実績値											目標値
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32	
1 学校・家庭・地域が一緒になって子どもを育むまちづくりが進められていると思う市民の割合	%	36.9											UP
2 朝食を取っている児童・生徒の割合(上段:小6・下段:中3)	%	92.5 86.3											% 95.0
3 「愛ガード運動」の協力員数	冊	16,262											冊 18,000

【主な実施事業及びその評価】

	取り組みのあらまし及び実施計画事業名	単位	後期基本計画期間における評価										第1期市政マニフェスト	実施部局名	
			H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32			
1	1 学力向上対策学校支援事業	B													学校教育推進室
2	1 英語教育推進事業	A													学校教育推進室
3	1 オンリーワンスクール推進事業	A													学校教育推進室
4	1 文化芸術にふれる機会の拡大	B													学校教育推進室
5	1 クラブ活動推進事業	B													学校教育推進室
6	1 環境教育推進事業	B													学校教育推進室
7	1 食育の推進事業	A													学校教育推進室
8	1 学校園教育支援協力者活動事業	A													学校教育推進室
9	1 連携教育推進事業	A													学校教育推進室
10	1 日新高等学校生徒短期交換留学事業	A													学校教育推進室
11	1 学校給食を通じた地産地消啓発事業	C													学校管理部
12	2 二期制の検証・実施	C													学校教育推進室
13	2 学校教育情報化推進事業	B													教育センター
14	2 教職員研修・教育研究の充実	A													教育センター
15	2 学校規模適正化事業	B													学校管理部
16	2 人権教育の推進	A													人権教育室
17	3 子ども安全安心推進事業	A													学校教育推進室
18	3 特別支援教育推進事業	B													学校教育推進室
19	3 いじめ防止対策事業	A													学校教育推進室
20	3 児童虐待防止対策事業	A													学校教育推進室
平成23年度目標達成度別事業数		A	20	B	12	C	5	D	0						

【施策評価及び今後の取り組み方針】

(特別支援教育推進事業)

特別支援教育については、一定の前進が見られたが、あらゆる子どもたちが本当に安心して教育が受けられるように、今後十二分に進めていくように求めておく。

(学力向上対策学校支援事業)

学力向上については、当初の予定を達成できない。そこに様々な理由があるわけだろうが、東大阪市の子どもたちが大阪府の平均以上、全国の平均以上、学力を養うということについては、学校現場の最大の責務である。なぜ目標が達成できないかという原因を解明して、そのことを克服するために何をどうすればいいのかということのを速やかに明らかにして、目標が早く達成できるように求めておく。

(教育相談・発達相談・いじめ防止対策推進事業)

教育センターでは様々な相談業務を行っているところであるけれども、いじめ、発達障害など、一人ひとりに応じた丁寧な対応をできるように。また、相談回数が増えているということについては、そういった丁寧な対応がなされているという判断をするが、より一層丁寧さをもって対応していくように求めておく。

【次頁へ続く】

平成23年度 施策管理報告書(市長用)

第2部 第10節 学校・家庭・地域が一緒になって子どもを育むまち													
【基本方針】													
本市の未来を担う子どもたちの健康や学力、豊かな人権感覚、主体性や調和のとれた人間性を育み、子どもたちの人格の完成をめざします。													
そのため、教職員の資質や能力の向上、教育環境の整備、安全な学校園づくりに努めるとともに、子どもたちがすくすく育つ環境づくりのため、地域や家庭の教育力を活性化し、学校園と連携して教育に取り組みます。													
【取り組みのあらまし】													
1	知・徳・体のバランスのとれた子どもを育みます	5											
2	教育の質を向上させ、教育条件を整えます	6											
3	子どもが安心して学校に通えるようにします	7											
4	地域全体で子どもを育みます	8											
指標	単位	実績値										目標値	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32	
1	学校・家庭・地域が一緒になって子どもを育むまちづくりが進められていると思う市民の割合	%	36.9										UP
2	朝食を取っている児童・生徒の割合(上段:小6・下段:中3)	%	92.5										% 95.0
3	「愛ガード運動」の協力員数	冊	16,262										冊 18,000
【主な実施事業及びその評価】													
	取り組みのあらまし及び実施計画事業名	単位	後期基本計画期間における評価									第1期市政マニフェスト	実施部局名
			H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31		
1	3 教育相談・発達相談・いじめ防止対策推進事業	A											教育センター
2	3 不登校対策支援事業	A											教育センター
3	3 学校施設耐震化事業	A											教育総務部
4	3 収容対策事業	A											教育総務部
5	3 大規模営繕・学校整備事業	B											教育総務部
6	3 高等学校整備事業	B											教育総務部
7	3 幼稚園舎整備事業	C											教育総務部
8	3 教材校用備品整備事業	B											教育総務部
9	3 幼稚園大型備品整備事業	B											教育総務部
10	3 エコスクールの推進	A											教育総務部
11	3 暑さ対策設備整備	A											教育総務部
12	3 学校用地取得事業	A											教育総務部
13	3 給食施設整備事業	B											学校管理部
14	3 いじめ防止対策推進事業	A											人権教育室
15	4 学校協議会の運営	A											学校教育推進室
16	4 学校施設の地域開放	C											教育総務部
17	4 総合的教育活性化事業	C											社会教育部
18													
19													
20													
平成23年度目標達成度別事業数		A		B		C		D					
【施策評価及び今後の取り組み方針】													
【前頁より】													
(学校施設耐震化事業)													
学校施設耐震化については、市としても大変な事業であるが、平成27年度までにやり切るということについて、計画を立てたことは評価する。建築部とも十分連携をとって、また現場とも連携をとりながら、予定どおり平成27年度には耐震化が完了するように遂行するように求めておく。													
(学校規模適正化事業)													
学校規模適正化については、大変困難をきわめるというのはわかるが、大蓮東小・大蓮小の統合、ようやく明かりが見えてきたと思う。大蓮東小・大蓮小をひとつのシミュレーションとして、あとの統合についても何が必要なのかということについて明らかにしながら、是非とも着実に進めるよう求めておく。													
(中学校給食)													
中学校給食については、早く具体的な計画が出されるように求めておく。													
(いじめ防止対策推進事業)													
いじめ対策について、より一層の取り組みを求める。													

平成23年度 施策管理報告書(市長用)

第2部 第11節 青少年が健やかに育つまち

【基本方針】

青少年が自らに誇りを持ち、責任を自覚し、たくましく健やかに成長することは、市民すべての願いです。

そのため、青少年が関心を持てるような活動の場や機会を広めるとともに、保護者だけでなく地域の市民が協力して青少年の健全な育成を見守ることで、青少年が社会的に自立し、コミュニケーション能力や体力が向上するよう、青少年が健やかに育つまちづくりに取り組みます。

【取り組みのあらまし】

- 1 青少年の健全育成につながる情報提供、啓発を進めます 5
- 2 青少年の立場で活動の場や機会を提供します 6
- 3 青少年の健全育成を見守り、応援します 7
- 4 8

指標	単位	実績値											目標値	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32		
1 青少年が健やかに育つまちづくりが進められていると思う市民の割合	%	33.8												UP
2 不良行為の補導件数	件	4,896												DOWN
3 青少年健全育成啓発事業の参加者数	人	100												UP

【主な実施事業及びその評価】

	取り組みのあらまし 及び実施計画事業名	後期基本計画期間における評価										第1期市政 マニフェスト	実施部局名	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32			
1	1 青少年健全育成推進事業(家庭教育の手引きの作成)	A												社会教育部
2	3 留守家庭児童育成事業	A												社会教育部
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
平成23年度目標達成度別事業数		A	2	B	0	C	0	D	0					

【施策評価及び今後の取り組み方針】

(青少年健全育成推薦事業)

「家庭教育の手引き」については内容を充実させるよう求めておく

平成23年度 施策管理報告書(市長用)

第2部 第12節 **スポーツを楽しめるまち**

【基本方針】

「ラグビーのまち東大阪」としてラグビーの持つイメージを生かし、スポーツに対する市民の関心や意欲を高め、市民生活に健康と豊かさをもたらすことができるよう、スポーツを楽しめるまちをつくります。そのため、市民がスポーツへの関心を高めることができる、さまざまなスポーツを楽しむ機会を提供します。また、市民が安全で利用しやすい施設でスポーツを日常的に行えるようにします。そして、それらの機会を通じて、市民の健康づくりや青少年の健全な育成につなげます。

【取り組みのあらまし】

- 1 だれもが身近でスポーツに親しめる機会を提供します 5
- 2 安全で利用しやすい施設整備を進めます 6
- 3 「ラグビーのまち東大阪」のまちづくりを進めます 7
- 4 8

指標	単位	実績値											目標値
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32	
1 生涯を通してスポーツを楽しめるまちづくりが進められていると思う市民の割合	%	37.1											UP
2 市民スポーツ大会等の参加者数	人	64,339											UP
3 東大阪アリーナの延べ利用者数	人	572,510											UP

【主な実施事業及びその評価】

	取り組みのあらまし及び実施計画事業名	単位	後期基本計画期間における評価										第1期市政マニフェスト	実施部局名	
			H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32			
1	2 学校体育施設等開放事業	B													社会教育部
2	2 学校プール開放事業	A													社会教育部
3	2 総合体育館(アリーナ)大規模改修事業	A													社会教育部
4	3 ラグビーワールドカップ2019近鉄花園ラグビー場誘致事業	D													ラグビーWC誘致室
5	3 大規模スポーツ施設運営補助事業	B													ラグビーWC誘致室
6	3 ふるさとづくり推進事業	B													ラグビーWC誘致室
7	3 全国ラグビーフットボール大会支援事業	A													社会教育部
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
平成23年度目標達成度別事業数			A	3	B	3	C	0	D	1					

【施策評価及び今後の取り組み方針】

(ラグビーワールドカップ2019近鉄花園ラグビー場誘致事業)

近々、ラグビーワールドカップ会場の必要条件が出てくる。2014年ないし2015年あたりには会場が決まるということだが、ラグビーのまち東大阪としては、何が何でも誘致をしていく。その中でやはりラグビーというスポーツの楽しさ、観戦スポーツとしての楽しさを市民の皆様により一層PRをしていくということが必要である。同時に、ワールドカップというのは、ラグビーの試合を花園でやるというだけではなく、東大阪市の良さ、とりわけ優れた中小企業の集積地であるということとを全世界に情報発信していくということが、経済上も大きなメリットがあると考えている。そういった意味で、ワールドカップがもたらすメリットというものを多くの市民の皆様理解していただく必要がある。またそういう努力をする必要がある。

(スポーツを通じたまちづくり)

花園中央公園のあり方というもの、スポーツのメッカというような整備というものも、これから考えていかなければならない。アスリートネットワークという団体が非常にユニークな活動をしているので、こういった団体との連携で、ラグビーワールドカップの誘致はもとより、スポーツを通じたまちづくり、健康づくりといったところまでウイングを広げる必要がある。

(児童文化スポーツセンター改修事業)

児童文化スポーツセンターの改修事業については、大幅なリニューアルができたということであるが、リピーターというか、多くの子どもたち、市民の皆様にご利用していただけるように、これから一層PRなり、事業の工夫をするように求めておく。

平成23年度 施策管理報告書(市長用)

第3部 第13節 健康で元気に暮らせるまち

【基本方針】

市民一人ひとりが、心も体も健康で生きがいを持って人生を送れるよう、健康で元気に暮らせるまちをつくります。

そのため、運動習慣や食生活の改善など規則正しい生活習慣を確立し、健康診査 やがん検診の受診など健康管理に対する意識を高め、生活習慣病の予防を進めます。また、地域保健対策や健康危機管理の拠点として保健所などの組織体制を確保し、感染症の予防と拡大防止や、心と体の健康づくりに取り組みます。

【取り組みのあらまし】

- 1 地域保健対策、健康危機管理対策を総合的に進めます
- 2 健康づくりや食育 に取り組む市民を増やします
- 3 疾病などの予防や早期発見に努めます
- 4 感染症の予防と拡大防止に努めます
- 5 特定疾患や呼吸器系疾患対策などを充実させます
- 6 心の健康づくりに取り組みます
- 7
- 8

指 標	単 位	実 績 値										目標値	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32	
1 心も体も健康で元気に過ごせるまちづくりが進められていると思う市民の割合	%	27.3											UP
2 市民の平均寿命(男性・女性)	歳												UP
3 胃がん検診の受診率	%	11.1											% 15.0

【主な実施事業及びその評価】

	取り組みのあらまし 及び実施計画事業名	単 位	後期基本計画期間における評価										第1期市政 マニフェスト	実施部局名	
			H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32			
1	1 健康危機管理対策	C													健康部
2	2 健康トライ21 啓発事業	A													健康部
3	2 食育関係事業	A													健康部
4	2 栄養改善業務	B													健康部
5	3 医療費適正化事業	D													市民生活部
6	3 健康増進事業	A													健康部
7	4 結核対策事業	A													健康部
8	4 予防接種事業	A													健康部
9	4 感染症対策事業	B													健康部
10	4 エイズ対策経費	A													健康部
11	6 自殺予防対策事業	A													健康部
12	6 精神保健福祉対策事業	B													健康部
13															
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20															
平成23年度目標達成度別事業数		A	7	B	3	C	1	D	1						

【施策評価及び今後の取り組み方針】

(医療費適正化事業)

医療費の適正化については、特定健診の受診率が上がらずに非常に悩ましい。是非とも様々な啓発を含めて、また、同様に受診率の上がない健康部のがん検診事業等も含め、検診事業の啓発をばらばらにするのではなく、特定健診、がん検診、あるいは乳幼児健診、介護予防もその一環であるかと思うので、市民のライフサイクルにあわせ、どの検診をどの時期にどうすればいいのかという発想をもち、関係部局が連携し、すべての検診事業を市民の皆さんにわかりやすく、必要性を理解してもらえるような啓発をするよう努力していただきたい。あわせて関係医療機関とも積極的に協力しなら進めるよう求めておく。

(健康増進事業)

検診受診率向上については、市民のライフサイクルに応じたかたちで、市として啓発をしていくのがいいのではないかと考えている。連携をしながら取り組んでいくよう求めておく。

平成23年度 施策管理報告書(市長用)

第3部 第14節 安心して医療を受けられるまち

【基本方針】

命を守る保健・医療は、地域にとって掛け替えのないものです。保健・医療の関係機関だけでなく、患者や家族など市民みんなで医療を支え、市民が自らの状態に合った安全・安心な医療を受けることができるまちをつくりまします。そのため、医療の質を確保するとともに、近隣市との連携による救急の広域化や地域間での医療施設の連携、安心できる診療体制の構築を進めます。また、医療機関の適正な利用や薬の使用方法について、市民の理解を深めます。

【取り組みのあらまし】

- 1 地域の医療関係機関の連携によって医療体制を整備します
- 2 医療機関の適正な利用を進めます
- 3 医療機関などへの検査や指導をより充実させます
- 4 市立総合病院の設備や機能を充実させます
- 5 医療相談窓口を充実させます
- 6 薬についての健康教育を拡充します
- 7
- 8

指標	単位	実績値											目標値
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32	
1 安心して医療を受けられるまちづくりが進められていると思う市民の割合	%	36.9											UP
2 病院への立ち入り検査で適合した項目の割合	%	98.1											% 100
3 薬健康教育や薬物乱用防止講習の延べ参加者数	人	5,762											UP

【主な実施事業及びその評価】

	取り組みのあらまし及び実施計画事業名		後期基本計画期間における評価										第1期市政マニフェスト	実施部局名	
			H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32			
1	1	小児初期救急広域運営事業	A												健康部
2	1	休日夜間二次救急診療体制運営事業	A												健康部
3	3	医療機関などへの立入検査、監視指導	B												健康部
4	4	高度医療機器整備事業	A												総合病院
5	4	総合病院増改築事業	A												総合病院
6	5	高齢者医療制度の円滑な実施	B												市民生活部
7	6	医薬品適正供給確保事業	B												健康部
8	6	薬物乱用防止講習会などの実施	A												健康部
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
平成23年度目標達成度別事業数			A	5	B	3	C	0	D	0					

【施策評価及び今後の取り組み方針】

(小児初期救急広域運営事業)

小児初期救急医療については、中河内の三市で協力して運営しているものである。大阪府の補助金が切られてしまい、限られた予算の中で努力をいただいている。市民は非常に安心感を持っている。総合病院も努力をいただき、小児救急の受け入れは中野こども病院に次いで確か府下2番目であったと記憶している。ただ、今後救急は減ることはないと思う。そういったことから、小児救急はもとより、1、2、3次救急医療のあり方、大阪府の中河内救急救命センターのことも、やはり市として、また中核市として、救急医療のあり方をこれからどうしていくべきか十二分に検討しておくよう求めておく。

(総合病院の医療のあり方)

総合病院はがん拠点病院に指定されている。そういった意味で、市民から見て2.5次の医療というものが完結できるように、より一層病院の内部努力を求めておく。

(医療スタッフの確保)

医療スタッフの確保については、大変苦労があるが、市民から見て総合病院としての機能を果たすように、スタッフの充実についても最善の努力をしていくこと。そういった意味では、5月1日から地方公営企業法の全部適用になったわけであるから、これは病院事業管理者、院長を先頭に取り組むよう求めておく。

平成23年度 施策管理報告書(市長用)

第3部 第15節 生活衛生が行き届いたまち

【基本方針】

生活の質を高め、市民が安全で快適な暮らしを送ることができるよう、生活衛生が行き届いたまちをつくりまします。そのため、食品関係、生活衛生関係施設などの監視指導などにより、食中毒や感染症、食品事故、飲料水などの健康危機の発生を防ぎます。もし被害が発生した場合には、被害拡大の防止に努め、復旧のための取り組みを行います。また、火葬場の改善なども進めます。

さらに、狂犬病予防と動物愛護の視点から、飼い犬や飼い猫の適正な飼育の在り方を広めます。

【取り組みのあらまし】

- 1 食品などの安全を確保します
- 2 良好な生活環境を提供します
- 3 保健衛生に関する試験検査機能を充実させます
- 4 斎場の改善に取り組みます
- 5 飼い犬や飼い猫の適正な飼育を啓発します
- 6
- 7
- 8

指 標	単 位	実 績 値											目標値
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32	
1 生活衛生が行き届いたまちづくりが進められていると思う市民の割合	%	35.9											UP
2 食品衛生法に違反した食品の件数	件	1											DOWN
3 生活衛生関係施設の適正割合	%	87.5											% 95

【主な実施事業及びその評価】

	取り組みのあらまし 及び実施計画事業名	後期基本計画期間における評価											第1期市政 マニフェスト	実施部局名	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32				
1	1 食品安全衛生の強化	A													健康部
2	5 動物指導管理業務業	B													健康部
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20															
平成23年度目標達成度別事業数		A	1	B	1	C	0	D	0						

【施策評価及び今後の取り組み方針】

(食品安全衛生の強化)

食品安全衛生の強化については、本市において平成23年度は重大な食中毒事象は発生しなかったが、他地域では重大な事象も発生している。あらゆる機会を通じ、食品衛生に関する正しい知識と情報について啓発するよう求める。

平成23年度 施策管理報告書(市長用)

第3部 第17節 安心して子どもを生み、育てられるまち

【基本方針】

子どもを慈しむとともにいとしく思い、子育てを喜び、子どもの健やかな成長を願う気持ちは、だれもが持っています。安心して出産、子育てができる環境づくりによって、子どもを育てる喜びが実感でき、すべての子どもの健やかな成長と、子どもの権利が尊重され、子どもの生きる力や夢を育むことができるまちをめざします。

【取り組みのあらまし】

- 1 地域全体で子育てを見守ります
- 2 子どもと親の健やかな心と体づくりを進めます
- 3 だれもが安心できる育児環境を整備します
- 4 一人親家庭の子育てを応援します
- 5 すべての人が生活しやすい環境を整備します
- 6 質の高い福祉サービスを利用できるようにします
- 7
- 8

指標	単位	実績値											目標値
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32	
1 安心して子どもを生み、育てることができるまちづくりが進められていると思う市民の割合	%	46.5										UP	
2 子育て支援事業の延べ利用者数	人	151,363										130,000人	
3 保育所の入所待機児童数	人	192										0人	

【主な実施事業及びその評価】

	取り組みのあらまし 及び実施計画事業名	後期基本計画期間における評価										第1期市政 マニフェスト	実施部局名
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32		
1	1 地域子育て支援センター整備事業	A											子どもすこやか部
2	1 地域子育て支援センター事業	A											子どもすこやか部
3	1 児童育成地域活動事業	A											子どもすこやか部
4	2 子ども医療費助成制度	A											市民生活部
5	2 児童虐待防止事業	B											子どもすこやか部
6	2 母子保健事業	B											健康部
7	2 思春期保健対策事業	A											健康部
8	2 健診時育児支援・虐待対応サポート事業	A											健康部
9	3 民間保育所施設整備補助事業	C											子どもすこやか部
10	4 母子家庭等対策総合支援事業	A											子どもすこやか部
11	4 母子自立支援事業	A											子どもすこやか部
平成23年度目標達成度別事業数		A	8	B	2	C	1	D	0				

【施策評価及び今後の取り組み方針】

(地域子育て支援センター整備事業)

E地域の楠根リージョンセンターで進行中である。旭町の支援センターは非常に好評であり、もちろんその他の支援センターも好評である。ただ、市民の方は保育所併設型よりも単独型の方が利用しやすいようである。今後は単独型での展開、さらには7つの地域すべてに整備ができた後は、この支援センターをさらに発展させる仕組みづくりを含めて検討するよう指示をしておく。

(子ども医療費助成制度)

入院分の助成対象年齢が中学校3年生まで拡充した。通院分については、予算という大きな課題がある。同時に大阪府、国には、できれば国の制度としてやっていただきたいという要請が必要であるが、それを待っているわけにもいれないので、財政課をはじめ担当部局と十分協議をしながら、拡充に向けての指示をしておく。

(児童虐待防止事業)

本市においても痛ましい事件が起きてしまった。要保護児童対策地域協議会検証委員会からの報告もいただいたところであるが、二度とこのような事件を起こさないために、いつも言っているが、関連部署との連携、市民との連携、そして虐待が疑わしい場合は思い切って中に踏みこんでいく。踏み込むことで様々な軋轢が生じるが、その時の責任は私がとる。踏み込まなかった場合、幼い命が失われる、あるいは幼い身体が傷つけられたままにされるといったことを起こさないために、どうか十二分な連携と、そういった事象を察知すれば、躊躇することなく踏み込んでいくということ、かたがた子どもすこやか部はもちろんのこと、教育委員会をはじめとした関係部署には肝に銘じておくよう求めておく。

(民間保育所施設整備補助事業)

保育所の待機児童については、平成24年4月で214人の待機児童が生じている。今、270人の定員増に向け、民間保育園の皆さんにご苦労いただいているが、平成25年4月にはすべて開園できるように十二分に調整をしながら対応するよう求めておく。

(母子保健事業)

妊産婦検診を5万5千円から10万円へと、府下トップクラスに拡充した。財政的にも悩ましいものがあったが、一定の判断をしたことで、他の自治体が見習えというような大きな流れが今ある。そういった意味では、思い切った判断をしてよかったと非常に評価するものである。

平成23年度 施策管理報告書(市長用)

第3部 第18節 高齢者が生きがいを持って暮らせるまち

【基本方針】

超高齢社会が到来し、多くの高齢者が地域で暮らす時代となる中、高齢者が地域で安心して暮らせるよう、身近で信頼できる相談窓口を整えます。また、介護が必要な高齢者や認知症の高齢者の生活を支える介護サービスを確保し、地域で支え合うネットワークづくりに取り組みます。

さらに、高齢者の健康づくりや介護予防活動を進めるとともに、これまでに培った知識や経験が地域社会のために生かされるなど、高齢者が生きがいを持って生き生きと暮らせるよう支援します。

【取り組みのあらまし】

- 1 地域生活と自立を支える仕組みづくりを進めます
- 2 高齢者の健康づくりと介護予防を進めます
- 3 高齢者の生きがいづくりを応援します
- 4 高齢者の尊厳を守り、支えます
- 5 介護保険制度を適正に管理運営します

指標	単位	実績値											目標値
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32	
1 高齢者が安心し、生きがいを持って暮らせるまちづくりが進められていると思う市民の割合	%	30.6											UP
2 地域包括支援センター・在宅介護支援センターの相談件数	件	36,238											47,500人
3 介護予防事業の延べ参加者数	人	13,121											30,000人

【主な実施事業及びその評価】

	取り組みのあらまし 及び実施計画事業名	単位	後期基本計画期間における評価										第1期市政マニフェスト	実施部局名	
			H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32			
1	1 ひとり暮らし高齢者等訪問相談事業	B													福祉部
2	1 食の自立支援事業	B													福祉部
3	1 緊急通報装置レンタル事業	B													福祉部
4	1 街かどデイハウス運営事業	B													福祉部
5	1 訪問理美容サービス事業	D													福祉部
6	1 敬老事業	B													福祉部
7	1 高齢者ふれあい入浴事業	B													福祉部
8	1 地域包括支援センター運営事業	A													福祉部
9	1 家族介護者の支援	D													福祉部
10	2 はり・きゅう等施術事業	B													福祉部
11	2 介護予防事業	C													福祉部
12	2 老人センター介護予防事業	D													福祉部
13	2 老人クラブ活動助成事業	B													福祉部
14	3 福祉農園設置事業	B													福祉部
15	4 高齢者虐待の防止	A													福祉部
16	5 社会福祉施設等整備費補助事業	A													福祉部
17	5 スプリンクラー整備事業	A													福祉部
18	5 介護相談員派遣事業	B													福祉部
19	5 介護給付適正化事業	A													福祉部
20															
平成23年度目標達成度別事業数			A	5	B	10	C	1	D	3					

【施策評価及び今後の取り組み方針】

(地域包括支援センター運営事業)

地域包括支援センターの相談件数は年々増加しており、地域における高齢者サポートの中心的役割を担っていることは評価する。今後は、高齢者の生活支援のコーディネート機能強化のため、センターの機能強化に努めるよう求める。

平成23年度 施策管理報告書(市長用)

第3部 第19節 障害のある人が自立して生活できるまち

【基本方針】

障害のある人が生活しやすいまち、すべての人にとって生活しやすいまちです。障害のある人のあらゆる権利や自由が確保され、家庭や地域社会の中で自立した生活ができるまちづくりをめざします。

そのため、障害のある人の生涯を通じ、成長の段階に応じた療育・就労・生活支援サービスをはじめとした基盤整備を進め、相談しやすい環境づくりや関係機関の連携などで、障害のある人の生活の安全・安心機能を高めます。

【取り組みのあらまし】

- 1 障害のある人への理解と地域の交流を進めます 5
- 2 障害のある人が自立した生活ができるよう支援します 6
- 3 障害者教育や療育サービスを充実させます 7
- 4 障害のある人の就労や保健・医療を支えます 8

指標	単位	実績値											目標値
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32	
1 障害のある人が家庭や地域社会の中で自立して生活できるまちづくりが進められていると思う市民の割合	%	28.0											UP
2 障害福祉サービスの利用率	%	80.1											% 80.0
3 療育センター内診療所の延べ受診者数	人	10,438											人 18,000

【主な実施事業及びその評価】

	取り組みのあらまし 及び実施計画事業名	単位	後期基本計画期間における評価										第1期市政 マニフェスト	実施部局名	
			H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32			
1	2 住宅改造助成事業	B													福祉部
2	2 社会福祉施設等施設設備整備費補助事業	C													福祉部
3	2 障害者自立支援にかかる給付	A													福祉部
4	2 障害者地域生活支援事業	A													福祉部
5	2 コミュニケーション支援事業	B													福祉部
6	2 在宅心身障害者(児)短期入所事業	A													福祉部
7	2 障害者ケアホーム運営安定化事業	B													福祉部
8	2 成年後見支援センター事業	A													福祉部
9	3 児童デイサービス事業	A													子どもすこやか部
10	3 新障害児者支援拠点施設整備事業	A													子どもすこやか部
11	4 ジョブライフサポーター派遣事業	A													福祉部
12	4 介護タクシー補助事業	C													福祉部
13															
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20															
平成23年度目標達成度別事業数			A	7	B	3	C	2	D	0					

【施策評価及び今後の取り組み方針】

(新障害児者支援拠点施設整備事業)

本市が運営する療育センターは、日本中から注目された事業をしている。新障害児者支援拠点施設については、基本計画までできているが、今後進めていくに当たっては、今以上の内容で事業を行う必要がある。もちろんハード的な部分もあるが、療育センターで行っている内容を新しい施設で充実させていく。十分に関係者と協議して、より良いものにしていく。もちろん財源の制約はあるものの、内容について十二分にコンセンサスを取っていくように求めておく。

平成23年度 施策管理報告書(市長用)

第3部 第20節 生活自立相談や支援が受けられるまち

【基本方針】

すべての人が健康で文化的な最低限度の生活を営むことは、憲法で保障された権利の一つです。そのため、支援を必要とする人が自立した生活を営めるよう、利用できる支援内容についての情報を入手し、必要な支援が受けられる環境を整備します。また、高齢者の生活が安定するよう、国民年金制度の手続きなどについて、市民の身近な窓口となります。

【取り組みのあらまし】

- 1 低所得者世帯などの生活自立を応援します 5
- 2 生活保護を適正に実施します 6
- 3 国民年金制度のサービス内容を分かりやすく発信します 7
- 4 8

指 標	単 位	実 績 値											目標値
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32	
1 生活自立相談や支援が受けられるまちづくりが進められていると思う市民の割合	%	35.9											UP
2 福祉事務所で実施している就労支援相談の件数	件	1,900											件 1,300
3 就労支援相談によって自立した人の割合	%	9.6											% 20.0

【主な実施事業及びその評価】

	取り組みのあらまし 及び実施計画事業名	後期基本計画期間における評価										第1期市政 マニフェスト	実施部局名	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32			
1	2 生活保護適正実施推進事業	B												福祉部
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
平成23年度目標達成度別事業数		A	0	B	1	C	0	D	0					

【施策評価及び今後の取り組み方針】

(生活保護適正実施推進事業)

市として大きな問題である。生活保護の伸び率をゼロにし、さらにマイナスにしていくことができるかできないかは、他の市民サービスの向上に直接つながるものである。それほど財政を圧迫するものになってきているので、そういった意味で、生活保護の適正化は市としてのすべての職員の課題、我々が抱えている大きな課題であるということを理解しておくよう求めておく。

平成23年度 施策管理報告書(市長用)

第4部 第21節 **モノづくりが元気なまち**

【基本方針】

本市の工業が発展することは、市の発展のみならず、日本の製造業の発展にもつながっています。市内製造業の付加価値をさらに高め、次の世代に対しても優れた経営資源を継承できるようにするとともに、全国でも有数の企業集積の強みを生かした、モノづくりが元気なまちをつくります。

そのため、既存技術の改良だけでなく、新しい技術や製品の開発を積極的に支援するとともに、それらを担う人材の育成、確保や、市内製造品の販売促進、他都市や地域との交流を進めます。

【取り組みのあらまし】

- 1 モノづくり企業の高付加価値化を支援します 5
- 2 「モノづくりのまち東大阪」を次の世代に引き継ぎます 6
- 3 モノづくり企業の販路開拓を応援します 7
- 4 地域経済の連携、交流に取り組みます 8

指標	単位	実績値											目標値
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32	
1 市内のモノづくり企業が元気だと思う市民の割合	%	42.2											UP
2 東大阪ブランド認定製品数	製品	129											UP
3 従業者一人当たりの粗付加価値額	万円	866											UP

【主な実施事業及びその評価】

	取り組みのあらまし 及び実施計画事業名		後期基本計画期間における評価										第1期市政 マニフェスト	実施部局名		
			H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32				
1	1	産業技術支援センター整備事業(機器整備・建替)	A													経済部
2	1	環境ビジネス関連事業	A													経済部
3	1	東大阪デザインプロジェクト事業	A													経済部
4	1	モノづくり研究活性化事業	D													経済部
5	1	東大阪市製品化促進事業	D													経済部
6	1	知的財産支援事業	D													経済部
7	2	産業技術支援センター整備事業(技術研修)	B													経済部
8	2	次世代モノづくり啓発事業	A													経済部
9	3	中小企業情報提供事業	B													経済部
10	3	東大阪ブランド推進機構補助事業	B													経済部
11	3	海外販路拡大事業	A													経済部
12	3	首都圏販路拡大事業	D													経済部
13	3	モノづくり商談会開催事業	D													経済部
14	4	都市間交流支援事業	B													経済部
15	4	中小企業都市連絡協議会事業	A													経済部
16	2	ものづくり人材の育成	C													学校教育推進室
17																
18																
19																
20																
平成23年度目標達成度別事業数			A	6	B	4	C	1	D	5						

【施策評価及び今後の取り組み方針】

(販路拡大事業)

いろいろと取り組んでいるが、その割には申請件数が少ない。せっかく販路拡大に取り組んでいるので、より一層工夫をしながら取り組んでいただきたい。イベントも必要であるものの、先日も指示をしたが、三菱東京UFJ銀行あるいは商工中金といった大規模の金融機関のノウハウあるいはネットワークを十二分に活かし、また、東大阪市は、非常に厳しい社会情勢ではあるが、南都銀行あるいは京都銀行、池田泉州銀行など地方銀行が本市に支店を設けている。支店をつくるのであれば、市としてもそれなりの見返りを求めていくぐらいの気構えをもって、地方銀行のノウハウやネットワークを使いながら、本市に情報が集中し、また市の情報を発信できるような連携も必要と考える。

平成23年度 施策管理報告書(市長用)

第4部 第22節 買い物しやすいまち

【基本方針】

日々の買い物が身近でできる商店は、市民生活にとって無くてはならないものです。商店街を中心とした商業集積地域の魅力を高めることによって、市民が買い物やすく、買い物に訪れたい、にぎわいのあるまちをつくりたい。

そのため、商業集積地の魅力づくりに取り組むとともに、商店街に人が集まり、安心して快適に買い物ができるよう支援します。

【取り組みのあらまし】

- 1 特色ある商業集積地づくりを支援します 5
- 2 「元気な店舗グループ」の活動を支援します 6
- 3 地域資源の活用で集客力を強化します 7
- 4 安心して快適に買い物ができる環境づくりを進めます 8

指標	単位	実績値										目標値	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32	
1 だれでも不自由なく買い物できるまちづくりが進められていると思う市民の割合	%	39.3											UP
2 「元気な店舗グループ」支援の対象数	件	1											件5 UP
3 市内で買い物をした市民の割合(顧客流入比率)	%	74.4											UP

【主な実施事業及びその評価】

	取り組みのあらまし 及び実施計画事業名	単位	後期基本計画期間における評価										第1期市政 マニフェスト	実施部局名	
			H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32			
1	1 地域密着型支援事業	B													経済部
2	1 商業振興コーディネート事業	A													経済部
3	1 空き店舗活用促進事業	C													経済部
4	2 元気グループ推進事業	A													経済部
5	2 商店街・小売市場人材育成事業	C													経済部
6	3 地域資源活用・広域集客型支援事業	D													経済部
7	4 共同施設設置助成事業	A													経済部
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20															
平成23年度目標達成度別事業数			A	3	B	1	C	2	D	1					

【施策評価及び今後の取り組み方針】

(商業の活性化)

工業系の対応策については、かなり工夫をしながら効果が上がっている。商業系の促進事業がなかなか思うように効果が見出せない。是非とも商業系の施策については、ビジョンをつくっているものの、まちづくりの観点も含め、小売商業の活性化について、商業者の意見も聞きながら、より一層取り組むように求めておく。JTBの「るるぶ東大阪市」が発刊されたが、こういったものも商業の活性化に役立つと思うので、経済部においてはあらゆる媒体、あらゆるツールを使い、頑張るように指示する。

平成23年度 施策管理報告書(市長用)

第4部 第23節 農業と農地空間を大切にすまち

【基本方針】

安全で安心できる農産物の提供や地産地消、食育を通じて、都市農業を身近に感じ、農業と農地空間を大切にすまちをつくりまします。

農業の持続と、都市の貴重な緑地である農地空間の保全のため、次世代の担い手を育成していくとともに、農業と農地空間の持つ公益的な役割をさらに発展、拡大します。

【取り組みのあらまし】

- 1 安全で新鮮な農産物を消費者に届けます
- 2 東大阪市の特産物を地域ブランドとして発信します
- 3 農業と農地空間の担い手を育てます
- 4 農地空間の持つ価値や機能を生かします
- 5 有害鳥獣被害への対策を進めます
- 6
- 7
- 8

指標	単位	実績値										目標値	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32	
1 農業と農地空間を大切にすまちづくりが進められていると思う市民の割合	%	27.8											UP
2 農地面積	ha	242											ha 258
3 大阪府が認定したエコ農業者数	人	143											人 100

【主な実施事業及びその評価】

	取り組みのあらまし 及び実施計画事業名	単位	後期基本計画期間における評価										第1期市政 マニフェスト	実施部局名	
			H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32			
1	1 農業啓発推進事業	A													経済部
2	2 農産物展示品評会事業	A													経済部
3	3 都市農業活性化農地活用事業	B													経済部
4	4 花とみどりいっぱい運動事業	D													経済部
5	4 農業用排水路維持管理補助金	A													土木工営所
6	5 有害鳥獣捕獲対策事業	A													経済部
7	4 五個水路改修事業	A													下水道部
8	1 学校給食を通じた地産地消啓発事業	C													学校管理部
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20															
平成23年度目標達成度別事業数		A	5	B	1	C	1	D	1						

【施策評価及び今後の取り組み方針】

(農業啓発推進事業)

ファームマイレージをはじめとした地産地消の取り組みについては、一定の効果が上がり、評価をする。東大阪市の今後を考えると、今後の環境、都市づくり、まちづくりにおいて、農業は一對のものとなってくるので、経済部においても関係部局との連携を行いながら、東大阪市の「農」、さらに、例えば東大阪市の都市農家で生産されている野菜とハウス食品とのコラボレーションなど、アピールにつながるような取り組みも提案をしながらやってはどうか。例えば本庁舎の22階で期間限定のアンテナショップ的なものなど、いろいろなアイデアを出して、東大阪市のものを売りだすことを求めている。

平成23年度 施策管理報告書(市長用)

第4部 第24節 産業活動にとって魅力のあるまち

【基本方針】

産業の集積は、本市の発展の基盤であることから、モノづくりをはじめとするすべての産業活動が安定して続けられるよう、産業活動にとって魅力のあるまちづくりを進めます。

そのため、住宅と工場が共生しながら操業が続けられるような環境づくりや、金融面からの企業活動の支援、産業活動に役立つ情報提供を通じて、地域産業を総合的に支援します。

【取り組みのあらまし】

- 1 居住環境と工場の操業環境の共生を進めます 5
- 2 金融面から産業活動を支援します 6
- 3 経済施策情報を分かりやすく発信します 7
- 4 クリエイション・コア東大阪を有効に活用します 8

指標	単位	実績値											目標値
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32	
1 産業活動にとって魅力あるまちづくりが進められていると思う市民の割合	%	40.1											UP
2 クリエイション・コア東大阪総合相談窓口の利用件数	件	8,475										5,000	
3 立地促進補助金の対象件数	件	12										40	

【主な実施事業及びその評価】

	取り組みのあらまし 及び実施計画事業名	単位	後期基本計画期間における評価										第1期市政マニフェスト	実施部局名	
			H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32			
1	1 集合工場建設事業	D													経済部
2	1 モノづくり立地促進補助事業	A													経済部
3	2 中小企業融資事業	B													経済部
4	3 情報提供総合コーディネート事業	C													経済部
5	3 ビジネスセミナー開催事業	C													経済部
6	3 中小企業情報提供事業【再掲】	B													経済部
7	4 クリエイション・コア東大阪活用促進事業	B													経済部
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20															
平成23年度目標達成度別事業数			A	1	B	3	C	2	D	1					

【施策評価及び今後の取り組み方針】

(中小企業融資事業)

取扱金融機関の預託金を増額し、大阪府で一番の内容となった。十二分に活用していただけるよう、市内事業者へのより一層わかりやすいPR、啓発を求めておく。

平成23年度 施策管理報告書(市長用)

第4部 第25節 雇用が安定し、働きやすいまち

【基本方針】

雇用が安定することによって生活が安定し、仕事を通じた社会貢献や生きがいを感じることで暮らしが充実します。また、社会の発展にとって雇用の安定は欠かすことのできない要素です。

そのため、勤労者の職業能力を向上させるとともに、雇用の安定に努め、若者や就職困難者が安定して就業し、高齢者が生きがいを持って働くことができるまちをつくりまします。また、勤労者が健康で充実して働くことができ、働きがいのある労働環境を整備します。

【取り組みのあらまし】

- | | |
|------------------------|--------------------|
| 1 働きがいのある労働環境づくりを支援します | 5 高齢者の生きがい就労を応援します |
| 2 安心して働ける労働環境づくりを支援します | 6 |
| 3 若者の就業を応援します | 7 |
| 4 就職に困っている人の雇用を促します | 8 |

指標	単位	実績値											目標値
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32	
1 雇用が安定し、働きやすいまちづくりが進められていると思う市民の割合	%	30.4											UP
2 労働・就労支援相談の件数	件	372										1,000	
3 ハローワーク布施の有効求人倍率 (大阪府内の有効求人倍率)	倍率	0.69										UP	

【主な実施事業及びその評価】

	取り組みのあらまし 及び実施計画事業名	単位	後期基本計画期間における評価										第1期市政 マニフェスト	実施部局名	
			H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32			
1	1 勤労者福祉サービスセンター運営補助事業	B													経済部
2	1 東大阪市優良社会貢献事業所・従業員表彰事業	C													経済部
3	2 ワークサポート(労働相談・就労支援)事業	A													経済部
4	3 若年者等就業支援事業	D													経済部
5	3 若年者等トライアル雇用支援金事業	B													経済部
6	4 就労困難者就労支援事業	A													経済部
7	4 雇用開発センター運営補助事業	D													経済部
8	5 シルバー人材センター運営補助事業	A													経済部
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20															
平成23年度目標達成度別事業数			A	3	B	2	C	1	D	2					

【施策評価及び今後の取り組み方針】

(若年者等就業支援事業)

とりわけ若者の就労支援ということで、いろいろ取り組んでいることは一定評価はするが、具体的実績値がない。やはり若い人たちが就労できるように、ひきこもりをはじめとしたことから就労できる環境に持って行くように、様々なお手伝いをしていかなければならない。NPOを含め、民の様々な団体と連携をしながら、あらゆる若者の就労支援に積極的に対応するよう求めておく。

平成23年度 施策管理報告書(市長用)

第4部 第26節 消費者が守られるまち

【基本方針】

安全で安心な消費生活ができるよう、消費者が守られるまちをつくります。そのため、消費生活センターが地域の中核的な役割を担うとともに、消費者が意識を高め、自ら行動できるよう取り組みます。また、消費者が安定的に安心して生活物資を購入できるよう努めます。

【取り組みのあらまし】

- 1 安全で安心な消費生活ができるようにします 5
- 2 消費者の自立を支援します 6
- 3 環境にやさしい運動を進めます 7
- 4 生活関連物資を安定して適性に供給できるようにします 8

指 標	単 位	実 績 値										目標値	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32	
1 消費者が守られるまちづくりが進められていると思う市民の割合	%	25.4											UP
2 商品量目立入検査で適正であった商品の割合	%	100											UP
3 消費生活に関する相談のあっせん解決率	%	91.8											% 100

【主な実施事業及びその評価】

	取り組みのあらまし 及び実施計画事業名	後期基本計画期間における評価										第1期市政 マニフェスト	実施部局名	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32			
1	1 多重債務者対策庁内連絡会	A												市民生活部
2	1 消費生活相談事業	B												市民生活部
3	1 多重債務者無料法律相談事業	D												市民生活部
4	1 地方消費者行政活性化基金事業	A												市民生活部
5	2 消費生活啓発事業	A												市民生活部
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														
平成23年度目標達成度別事業数		A	3	B	1	C	0	D	1					

【施策評価及び今後の取り組み方針】

(多重債務者無料法律相談事業)

消費者関連については、多重債務者無料法律相談事業の相談件数が減少傾向にある。PRと相談しやすい雰囲気づくりが必要ではないかと考えるので、より一層市民の利用を高めたいため工夫するよう求めておく。

平成23年度 施策管理報告書(市長用)

第5部 第27節 危機や災害への備えが万全なまち

【基本方針】

危機や災害は突然やってくる。いざという時に市民の生命や体、財産を守り、被害を最小限にとどめ、早期の復旧を行うため、また、避難生活を少しでも安定して過ごせるよう、日ごろからの備えが万全なまちにします。

そのため、さまざまな事態を想定した危機管理体制を整備します。また、市民の自主的な活動を支援することで地域の安全を守るようにします。

さらに、消防力の強化、防災拠点の整備、都市基盤の整備や耐震化などにより、災害に強い住まいとまちづくりを進めます。

【取り組みのあらまし】

- 1 危機管理体制を整えて、いざという時に備えます
- 2 地域における防災・防火・防犯に向けて取り組みます
- 3 消防力を強化し、市民生活を守ります
- 4 都市基盤の耐震化、避難所整備を進めます
- 5 水害や土砂災害からまちを守ります
- 6 国民保護体制を整えて、万一来襲に備えます
- 7
- 8

指標	単位	実績値											目標値
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32	
1 危機や災害への備えが万全なまちづくりが進められていると思う市民の割合	%	40.4											UP
2 雨水増補管の整備率	%	77											% 92.0
3 市庁舎、保健所などの市の防災関連建築物の耐震化率	%	88.1											% 100

【主な実施事業及びその評価】

	取り組みのあらまし 及び実施計画事業名	単位	後期基本計画期間における評価										第1期市政マニフェスト	実施部局名	
			H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32			
1	1 防災情報システムの整備	D													危機管理室
2	1 危機管理体制整備事業	A													危機管理室
3	1 地域防災計画の推進	D													危機管理室
4	2 自主防災組織育成事業	B													危機管理室
5	2 防犯灯設置費補助事業	B													協働のまちづくり部
6	2 防犯灯維持管理費補助事業	B													協働のまちづくり部
7	3 消防団車両整備事業	A													消防局
8	3 消防団屯所整備事業	C													消防局
9	3 消防局・中消防署庁舎整備事業	A													消防局
10	3 消防署所移転・建替え事業(西消防署)	D													消防局
11	3 消防署所移転・建替え事業(市域北東部方面出張所)	A													消防局
12	3 消防署所移転・建替え事業	A													消防局
13	3 救急救命士養成・高度化事業	A													消防局
14	3 高規格救急車整備事業	A													消防局
15	3 小型動力ポンプ・林野火災用可搬ポンプ整備事業	A													消防局
16	3 呼吸器整備事業	A													消防局
17	3 消防車両整備事業	A													消防局
18	3 防火水槽整備事業	A													消防局
19	3 消防救急無線デジタル化整備事業	A													消防局
20	4 市有建築物の計画的な耐震化促進	A													建築部
平成23年度目標達成度別事業数		A	16	B	4	C	2	D	3						

【施策評価及び今後の取り組み方針】

(備蓄物資整備事業)

一定整備が整ったということで、市民目線から一定の評価をする。必要とする食糧、新たな備品についても整備をしている。東日本大震災の状況を十分に反省の材料として、より一層緊急時に必要な備蓄物資の整備、保管、万が一の時に速やかに効率的に搬送、分配ができるようにきちんと計画、シミュレーションをしておくように求めておく。

(防災情報システムの整備)

防災行政無線のデジタル化をはじめ一定の予算を伴うものであるが、これは万が一の時のために非常に重要なシステムであるので、早急に実行できるように、関係部局とも調整をして取り組むように求めておく。

(危機管理室のあり方)

危機管理監には、危機管理室が自治体としての本当の意味での危機管理のあり方を担っていくという、危機管理に特化するという指示を行っている。そのことをきちんと仕上げてもらいたい。

【次頁へ続く】

平成23年度 施策管理報告書(市長用)

第5部 第27節 危機や災害への備えが万全なまち

【基本方針】

危機や災害は突然やって来ます。いざという時に市民の生命や体、財産を守り、被害を最小限にとどめ、早期の復旧を行うため、また、避難生活を少しでも安定して過ごせるよう、日ごろからの備えが万全なまちにします。

そのため、さまざまな事態を想定した危機管理体制を整備します。また、市民の自主的な活動を支援することで地域の安全を守るようにします。

さらに、消防力の強化、防災拠点の整備、都市基盤の整備や耐震化などにより、災害に強い住まいとまちづくりを進めます。

【取り組みのあらまし】

- 1 危機管理体制を整えて、いざという時に備えます
- 2 地域における防災・防火・防犯に向けて取り組みます
- 3 消防力を強化し、市民生活を守ります
- 4 都市基盤の耐震化、避難所整備を進めます
- 5 水害や土砂災害からまちを守ります
- 6 国民保護体制を整えて、万一来襲に備えます
- 7
- 8

指標	単位	実績値											目標値	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32		
1 危機や災害への備えが万全なまちづくりが進められていると思う市民の割合	%	40.4												UP
2 雨水増補管の整備率	%	77												% 92.0
3 市庁舎、保健所などの市の防災関連建築物の耐震化率	%	88.1												% 100

【主な実施事業及びその評価】

	取り組みのあらまし 及び実施計画事業名	後期基本計画期間における評価										第1期市政 マニフェスト	実施部局名	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32			
1	4 備蓄物資整備事業	A												危機管理室
2	5 雨水増補管事業	A												下水道部
3	5 河川改修事業	B												下水道部
4	5 貯留浸透事業	A												下水道部
5	5 土砂災害防止対策事業	C												財務部
6														
平成23年度目標達成度別事業数		A		B		C		D						

【施策評価及び今後の取り組み方針】

【前頁より】

(甚大な被害への対応)

甚大な被害が起きた時に72時間以内に本市がまず何をしていくか、そしてそれと並行して長期的に何をどうするかというマニュアル、シミュレーションの速やかな確立、各部局においては十二分にそれに対応できるように演習をやっていくように求めておく。

市役所としての防災訓練、概ね震度5強を想定しているが、震度7というものが起きた時にどう対応をしていくのか、甚大な被害をもたらした場合の訓練も求めておく。

(防犯灯設置費補助事業)

防犯灯の設置が増えることでひったくりが減少していくので、積極的に啓発をしている点は評価する。あわせて、LEDについては、環境問題からの観点も含め、予算の問題もあるが、取り組み啓発を求めていくよう指示をする。

防犯カメラの設置助成制度もつくったが、犯罪の抑止の観点から、大阪府警からも防犯カメラの効果の大きさについてはアドバイスを受けているところであるので、防犯カメラ設置助成制度の利用について、自治会へ積極的に対応するよう求めておく。協働のまちづくり部だけではなく、防犯カメラについては、治安対策の意味からも、市として公園あるいは恩智川への不法投棄といった場所にも防犯カメラの設置を積極的に考えていくべきであると考えている。関係部署と連携しながら、市独自の防犯カメラの設置に取り組むように求めておく。

(消防署所移転・建替え事業(市域北東部方面出張所))

難航したが、一定の方向性というものが見えたということで、そうなれば早く建設をし、開所するように求めておく。

(消防署所移転・建替え事業(西消防署))

スケジュールに遅れが見られるようなので、やると決めた以上は早く執行していくように指示をしておく。

(雨水増補管事業、貯留浸透事業)

計画どおり事業が進んでいるということで評価をする。昨今の気象状況を考えると、雨というのは本当に心配である。市としての事業について予定どおり進むよう求めておく。また、大阪府でも一部留保されている事業もあると思うが、基礎自治体として大阪府に対して事業の促進を求めていくように指示をしておく。

平成23年度 施策管理報告書(市長用)

第5部 第28節 安全で快適な市街地のあるまち

【基本方針】

都市や各地域の拠点が整備され、優れた都市空間が形成された、安全で快適な市街地のあるまちをつくります。

そのため、市民の意見を反映し、都市づくりの方針をつくります。また、都市の拠点づくりなどを進め、まちを活性化させます。さらに、市民や事業者などの理解と協力の下、まちづくりへの啓発や指導を強化します。

【取り組みのあらまし】

- 1 幅広い視点から総合的な都市づくりを行います 5
- 2 都市拠点などを整備し、まちを活性化させます 6
- 3 優れた都市空間を形成します 7
- 4 8

指標	単位	実績値											目標値	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32		
1 安全で快適な市街地のあるまちづくりが進められていると思う市民の割合	%	37.1												UP
2 総合設計制度によって、設けられた公開空地の累計面積	m ²	8317.21												UP
3 違法簡易屋外広告物追放クリーン作戦の参加団体数	団体	27												団体 30

【主な実施事業及びその評価】

	取り組みのあらまし 及び実施計画事業名	単位	後期基本計画期間における評価										第1期市政 マニフェスト	実施部局名	
			H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32			
1	2 新都心整備推進事業	B													建設企画総務室
2	1 都市計画の基本的方針見直し検討調査	A													都市整備部
3	1 準防火地域指定見直し検討調査	D													都市整備部
4	3 違法屋外広告物除却事業	A													土木部
5	3 法定外公共物管理委託業務	D													土木部
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20															
平成23年度目標達成度別事業数			A	2	B	1	C	0	D	2					

【施策評価及び今後の取り組み方針】

(新都心整備推進事業)

新都心については悩ましい問題がある。現実、大阪府としても長田・荒本の新都心、千里中央、中百舌鳥ということで、この長田・荒本だけが取り残されたかたちである。OTK(大阪府都市開発株式会社)の所有地についてはいま商業施設建設が進行中であるけれども、モノレール南伸とあわせて、新都心というよりは東大阪としてのまちづくりをどうしていくか。それとあわせて、これは先日市長会でも指摘をしたところだが、いま府市統合本部の中でまちづくりを考えているけれども、どうも大阪市内に特化されたような状態になっている。非常に利便性の高まった長田・荒本、これを東大阪市としてどうしていくか、ここをどう様々ないわば「基地」にしていくか、そういったことを考えていく必要がある。ひとつは、新都心というある種の呪縛から解き放されてもいいのかなという考えも持っている。そういった意味で、今回、国交省から高橋副市長も来ていただいたところであるので、新たな観点も検討するように求めておく。

(都市計画の基本的方針見直し検討調査)

都市計画の見直しは、大阪府の方が計画が遅れているということで、予定が延びている。大阪府の方に働きかけ、あるいは協力しながら、早急に行うよう求めておく。

平成23年度 施策管理報告書(市長用)

第5部 第29節 水と緑に親しめるまち

【基本方針】

生活に潤いと安らぎを与え、人と人が触れ合える場として、水と緑に親しめるまちをつくりまします。そのため、都市空間に新たな緑の空間づくりを進めることで、目に映る緑を増やすとともに、だれもが使いやすい公園や遊歩道など、水と緑の空間の整備を進めます。また、生駒山や市街地の水と緑を守る取り組みを進めます。

【取り組みのあらまし】

- 1 新たな緑の空間を増やします 5
- 2 水や緑が豊かな、潤いのある生活空間をつくりまします 6
- 3 森林や公園緑地などの緑を保全します 7
- 4 8

指標	単位	実績値										目標値	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32	
1 水と緑を生かしたまちづくりが進められていると思う市民の割合	%	26.9											UP
2 緑化に取り組む団体数	団体	255											UP
3 市街化区域内の緑被率	%												% 7.4

【主な実施事業及びその評価】

No.	取り組みのあらまし 及び実施計画事業名	単位	後期基本計画期間における評価										第1期市政マニフェスト	実施部局名	
			H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32			
1	2 景観形成調査事業	A													都市整備部
2	1 花とみどりいっぱい運動	A													土木部
3	1 東大阪市植樹祭	A													土木部
4	1 民有地緑化助成事業	A													土木部
5	1 駅前等公共施設緑化事業	A													土木部
6	3 ボランティア育成事業	B													土木部
7	2 公園緑化推進事業	A													土木部
8	2 公園整備事業	A													土木部
9	3 公園愛護会補助金	A													土木部
10															
11															
12															
平成23年度目標達成度別事業数			A	8	B	1	C	0	D	0					

【施策評価及び今後の取り組み方針】

(景観形成調査事業)

景観形成事業については、私としては非常に不本意である。まったく進まない。景観、都市デザインというのは1年遅れたら、10年遅れる。そういった意味では40年くらい遅れてしまっている。都市景観というのは、定住志向を持つまちをつくるためには重要な要素であると考えている。そういった意味で、この都市景観、都市デザインということについて、今一度職員自身はその重要性を認識してもらおう。その重要性を認識できないなら、やめていただいて結構だから、是非とも都市景観というものものの重要性を改めて認識をして、必要な作業を速やかに進めるよう求めておく。

(公園愛護会補助金)

公園愛護会については、目標を上回る団体を結成できたということで評価をする。ただ、団体の結成だけではなく、公園を愛していただく、利用していただくという意味で、日常管理を含めて具体的な行動をとっていただける団体になっていただけるよう進めていくよう求めておく。

(公園整備事業)

都市計画公園をはじめとして一定の整備をしているところであるが、既存公園でも十二分に利用度を高められる公園がたくさんある。にもかかわらず、ジャングル状態、ゴミ捨て場状態という公園がたくさんある。公園というのは貴重な財産、資産であるから、使えるように、あるいは公園という概念を変えて、運動場、グラウンドというかたちに変えていけるところは変えていく必要があると思う。また、例えば布施公園のようにまだまだ暗い、中に街灯も設置されているけれども、樹木のありようによって治安上も問題のあるところもある。そういった意味で、心地よい公園、安全な公園に変える必要があると思う。防犯カメラの必要な公園には積極的に防犯カメラを設置すべきであると考えている。関係部局、また警察とも協議をしながら、対応するよう求めておく。

平成23年度 施策管理報告書(市長用)

第5部 第30節 良好な住まいのあるまち

【基本方針】

安らげる住まいがあることで、安定した生活を送ることができるよう、だれもが安全な住宅に安心して暮らせるまちをつくります。

そのため、市営住宅における良好な住環境の提供に努めるとともに、被災や障害、低所得などの理由で住宅に困っている人に対し、公的住宅に求められる役割を果たせるよう整備や活用を進めます。また、超高齢社会や耐震化などに対応できる良好な民間住宅を増やします。さらに、安全で快適な住環境を地域全体でつくるために取り組みます。

【取り組みのあらまし】

- 1 安全・安心で快適な公的住宅を整備します 5
- 2 良好な民間住宅を増やします 6
- 3 より安全で快適な居住環境づくりを進めます 7
- 4 8

指標	単位	実績値											目標値	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32		
1 良好な住まいのあるまちづくりが進められていると思う市民の割合	%	32.0												UP
2 耐震診断の補助制度を利用した民間住宅の戸数	戸	246												UP
3 市営住宅に占める木造住宅等の割合	%	24												% 0.0

【主な実施事業及びその評価】

	取り組みのあらまし 及び実施計画事業名	単位	後期基本計画期間における評価										第1期市政 マニフェスト	実施部局名	
			H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32			
1	1 市営住宅整備事業(住宅政策課所管)	A													建築部
2	1 市営住宅整備事業(住宅改良室所管)	C													建築部
3	3 密集住宅市街地整備促進事業	B													建築部
4	2 高齢者向優良賃貸住宅供給促進事業	D													建築部
5	3 まちづくり基本構想推進経費	A													建築部
6	2 震災対策推進事業	A													建築部
7	2 民間建築物吹付けアスベスト等分析調査補助事業	D													建築部
8															
9															
10															
11															
12															
13															
14															
15															
16															
17															
18															
19															
20															
平成23年度目標達成度別事業数		A	3	B	1	C	1	D	2						

【施策評価及び今後の取り組み方針】

(市営住宅整備事業)

市営住宅の整備については、ハード面については順調に進捗しているということで評価する。ただ、今日的に市営住宅のあり方について様々な意見がある。市営住宅というものが終身居住という状態でいいのかどうかという、市営住宅の活用方法について改めて検討するように求めておく。当然、ハード的な整備については、耐震化も含めて、計画に基づいて進めるよう求めておく。

(震災対策推進事業)

震災対策に関連しては、市民の皆様に対する啓発、耐震診断を含めて様々な取り組みをしている。様々な地域でのイベントでも、担当職員が出かけて、大変上手に耐震化について説明をしてくれており、大変好評である。実績も非常にあがってきている。ますます市民の皆様の関心も高まってくるので、積極的な啓発活動について、より一層取り組みを求めておく。

第5部 第31節 安全で便利な交通機関や道路のあるまち

【基本方針】

だれもが、安全で支障なく目的地まで行くことができ、人や物の流れを円滑にすることで経済活動が盛んになるよう、安全で便利な交通機関や道路のあるまちをつくります。

そのため、鉄道やモノレール、バスなどの公共交通機関や道路網の整備を進めます。また、駅や駅前交通広場などの人の集まる施設や場所を、だれもが使いやすいようにします。

さらに、駐車場や駐輪場などの交通関連施設の整備を進めるとともに、交通マナーの向上に取り組みます。

【取り組みのあらまし】

- 1 公共交通の整備を一層進めます 5
- 2 使いやすく安全な道路を提供します 6
- 3 交通ルールを守り、だれもが安心して使える道路にします 7
- 4 8

指標	単位	実績値										目標値	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32	
1 安全で便利な交通機関や道路のあるまちづくりが進められていると思う市民の割合	%	43.4											UP
2 駅周辺の1日の放置自転車台数	台	1262											台 2,600
3 都市計画道路の整備率	%												% 51.2

【主な実施事業及びその評価】

	取り組みのあらまし 及び実施計画事業名	単位	後期基本計画期間における評価										第1期市政 マニフェスト	実施部局名	
			H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32			
1	1 大阪モノレール計画	B													経営企画部
2	1 大阪外環状線鉄道新駅設置事業	D													都市整備部
3	1 大阪外環状線鉄道建設事業	A													都市整備部
4	1 近鉄奈良線連続立体交差推進事業	B													都市整備部
5	1 大阪外環状線連続立体交差推進事業	B													都市整備部
6	1 交通不便地域解消促進事業	D													土木部
7	2 街路整備事業(大阪瓢箪山線・八尾枚方線)	B													都市整備部
8	2 街路整備事業	B													土木部
9	2 道路新設改良事業	C													土木部
10	2 道路舗装事業	A													土木部
11	2 橋りょう耐震補強事業	A													土木部
12	2 橋りょう長寿命化修繕計画	A													土木部
13	2 自転車駐車場整備事業	A													土木部
14	2 放置自転車防止事業	D													土木部
15	2 パブリックアート整備事業	A													土木部
16	3 交通安全施設整備事業	B													土木部
17	3 交通安全運動推進事業	D													土木部
18	3 違法駐車防止活動	A													土木部
平成23年度目標達成度別事業数			A	7	B	6	C	1	D	4					

【施策評価及び今後の取り組み方針】

(大阪モノレール計画)

大阪府の松井知事が大変強い意欲を持たれて、モノレール南伸の検討を府内に指示されている。近鉄奈良線までの南伸については近畿地方交通審議会の答申もいただいているが、市とすればさらに南伸し、八尾区域までの南伸をすることによってより一層南北交通の充実につながると思う。府まかせではなく、南伸によって東大阪市がどのようなまちに変わっていくことができるのか、50万都市としていかに活性化していくかを大阪府に対して市が具体的に提示をしないと南伸ということはできないと考えている。事業主体は大阪府であるが、知事がつくった火種を料理ができるぐらいの火にしていけるのは東大阪市の仕事である。そういった意味で、南伸が東大阪市のまちづくりに、そしてそのことが大阪に、どういう影響を与えるのか、経営企画部を中心に考え方を早急にまとめ、大阪府に示していかなければならないと考える。

(近鉄奈良線連続立体交差推進事業)

一時期、事業費に心配があったが、一定確保ができたということで順調に進んでいる。高架化とあわせてまちづくりも進めていかなければならないので、予定どおり進めていくように求めておく。

(大阪外環状線鉄道新駅設置事業)

これは関係機関と合意をして、文書も締結しているわけである。また、貴重な浄財の寄付を本市、大阪市ともいただいているわけであるので、具体的にタイムスケジュールを策定して、平成28年というひとつの目標もあるのなら逆算をして、必ず成し遂げていくように求めておく。

(橋りょう耐震補強事業)

安全なまちづくりの一環の中で目標を達成したということで評価をする。あわせて、橋りょう、また道路も含めて、安全安心な基本的なハード施設として今後整備していくように求めておく。

平成23年度 施策管理報告書(市長用)

第5部 第32節 良好な環境を次代に引き継ぐまち

【基本方針】

生活のあらゆる活動を原因とする環境負荷により、地球温暖化が進む中、私たち一人ひとりが環境負荷のより少ない行動を取ることで、次の世代へ良好な環境を引き継ぎます。

そのため、地球温暖化対策などの環境施策を総合的に進め、市民や事業者などがそれぞれの立場で環境保全活動に取り組めます。また、環境負荷の少ない循環型のまちをめざし、ごみの減量やリサイクルを一層進め、ごみの適正処理に努めるとともに、まちの美化を進めます。さらに、都市の発展によって発生するごみや、し尿の適正処理、公害の未然防止に取り組めます。

【取り組みのあらまし】

- 1 総合的な環境施策を進めます
- 2 地球温暖化問題を市民と共に考えます
- 3 ごみの減量・リサイクルによって、循環型社会をつくります
- 4 不法投棄を防止し、まちの美化を進めます
- 5 ごみや、し尿の適正処理を行います
- 6 公害の防止などに取り組めます
- 7
- 8

指標	単位	実績値											目標値	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32		
1 良好な環境を次代に引き継ぐまちづくりが進められていると思う市民の割合	%	29.3												UP
2 不法投棄の処理件数	件	3560												DOWN
3 市域の温室効果ガス総排出量(二酸化炭素換算)	万t-CO2													DOWN

【主な実施事業及びその評価】

	取り組みのあらまし及び実施計画事業名	単位	後期基本計画期間における評価										第1期市政マニフェスト	実施部局名	
			H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32			
1	1 第2次環境基本計画推進事業	A													環境部
2	1 環境教育推進事業	B													学校教育推進室
3	1 エコスクールの推進	A													教育総務部
4	2 東大阪市地球温暖化対策実行計画推進事業	A													環境部
5	2 東大阪市豊かな環境創造基金活用事業	B													環境部
6	2 温暖化防止啓発事業	A													環境部
7	2 環境啓発事業	A													環境部
8	3 ごみ減量推進事業	A													環境部
9	4 まちの美化推進事業	D													環境部
10	4 産業廃棄物対策事業	B													環境部
11	5 清掃車両整備事業	A													環境部
12	5 環境事業所統合事業	A													環境部
13	5 大阪湾広域廃棄物埋立処分場建設事業	A													環境部
14	5 清掃運搬施設等(重機及び運搬車両)整備事業	A													環境部
15	5 基幹的整備事業	A													環境部
16	5 新工場建設関連事業	A													環境部
17	5 粗大ごみ処理施設整備事業	A													環境部
18	6 公害対策事業(産業公害の防止)	B													環境部
19	6 公害対策事業(環境監視)	B													環境部
平成23年度目標達成度別事業数		A	13	B	5	C	0	D	1						

【施策評価及び今後の取り組み方針】

(環境問題)

全体的には様々な事業が計画どおりに進捗しているということで評価する。あわせて、電力の問題もあり、より一層この環境という問題については、公としても、市民個々としても、重要な問題、課題となってくる。改めて環境全体に市として責任を果たしていくように、また新たな取組みをするように求めておく。市民とすれば、電力問題に端を発して、太陽光発電、あるいはガスエネルギーの活用非常に具体的な関心が高まってきているので、市としても十分そういったことに取り組んでいけるように求めておく。

(まちの美化推進事業)

まちの美化推進については、現場も含めて非常に苦労もしていると思うが、これからは土木工営所とも連携してやることも多々あるかと思うので、まちの美化は、ハード、ソフト両面から、環境部も積極的に取り組んでくれることを求めておく。

(職員の環境に対する意識)

ISOは一定定着をしたということで今は認証を行っていないわけであるが、一部には気が緩んでいるところが感じられる。直接ISOということではないが、少なくとも職員がこの市役所にレジ袋を持ち込むことはやめましょうということをかねてから求めているが、まだレジ袋をさげて朝や昼、庁舎に入ってくる職員が見受けられる。そういったことも含めて、あらゆる面で環境ということについては考えていくように、また環境部が主導するように求めておく。

平成23年度 施策管理報告書(市長用)

第5部 第33節 上下水道によって安全・快適に暮らせるまち

【基本方針】

生きるために無くてはならない水を扱う上下水道は、市民の暮らしに欠かすことができません。そのため、日常生活だけでなく、災害時においても、市民生活に支障が生じないよう、安全・安心で安定した上下水道サービスを提供することで、市民が安全・快適に暮らせるまちをつくりまします。

【取り組みのあらまし】

- 1 施設・設備の計画管理と老朽化対策を進めます
- 2 水の安定供給と排水処理施設の整備を進めます
- 3 川や海の水質を保全します
- 4 公営企業として、健全な財政運営を進めます
- 5 上下水道の知識や経験、技術を継承します
- 6
- 7
- 8

指 標	単 位	実 績 値										目 標 値	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32	
1 上下水道によって安全・快適に暮らせるまちづくりが進められていると思う市民の割合	%	47.1											UP
2 水道管路の更新率	%	9.93											% 23.6
3 下水管路の更新率	%	10											% 20.0

【主な実施事業及びその評価】

	取り組みのあらまし 及び実施計画事業名	後期基本計画期間における評価										第1期市政 マニフェスト	実施部局名	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32			
1	1 改築更新事業	A												下水道部
2	2 流域下水道事業の促進	D												下水道部
3	3 公共下水道事業の推進	A												下水道部
4	4 上下水道庁舎整備の再検討	A												経営企画室
5	1 第三次水道施設整備事業	A												水道施設部
6	1 水道管路情報システム構築事業	A												水道施設部
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
平成23年度目標達成度別事業数		A	5	B	0	C	0	D	1					

【施策評価及び今後の取り組み方針】

(上下水道庁舎整備の再検討)

上下水道庁舎の整備について、方向性を決定したことは評価するが、これは下水道事業への地方公営企業法の全部適用も関連するので、早く取り組むよう求めておく。

(第三次水道施設整備事業)

計画どおりの耐震化が進んでいるということで評価しておく。市としても着実にやっていますよという市民に対するPR、安心感を持っていただくことが必要であると思うので、手法、機会を考えて、安全安心な水を提供しているということについての積極的なPRについて取り組むように求めておく。

(大阪広域水道企業団との連携)

本市も企業団の主要な構成員であるので、その自覚を持って、十二分に企業団との連携、あるいは企業団の経営にも、水道局として対応するように求めておく。

平成23年度 施策管理報告書(市長用)

行財政編 効率的で健全な行財政運営が行われるまち

【基本方針】

地方自治体の基本的な役割である「住民の福祉の増進」を果たしていくためには、市の将来を見越し、社会経済情勢の変化などにも十分に対応ができる「強い自治体」となる必要があります。そのため、市民ニーズや社会情勢などに対応できる体制づくりや、職員の能力向上、財政基盤の強化、業務の電子化などを進めることにより、効率的かつ健全な行財政運営が行われるまちにします。

【取り組みのあらまし】

- 1 将来を見越した行財政改革に取り組みます 5
- 2 これからの行政運営を担う人材を確保し、育成、活用します 6
- 3 歳入を確保し、市役所の財政力を向上させます 7
- 4 市役所の電子化を進め、市民の利便性や事務の効率を向上させます 8

指標	単位	実績値											目標値
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32	
1 効率的で健全な行財政運営が進められていると思う市民の割合	%	34.2											UP
2													
3													

【主な実施事業及びその評価】

	取り組みのあらまし 及び実施計画事業名	単位	後期基本計画期間における評価										第1期市政 マニフェスト	実施部局名	
			H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32			
1	1 新集中改革プランの実行	C													経営企画部
2	1 市内在住職員奨励事業	A													行政管理部
3	1 公共施設の保全計画の策定	A													建築部
4	1 幹部職員地域担当制度	A													協働のまちづくり部
5	1 大阪市隣接都市協議会	D													経営企画部
6	1 外郭団体の見直しを計画的に推進	D													経営企画部
7	1 土地開発公社先行取得用地再取得事業	A													財務部
8	1 施設のあり方を見極め、多くの市民の活用促進	B													経営企画部
9	2 職員パワーアップ人事政策の推進(昇任試験など)	D													行政管理部
10	2 職員パワーアップ人事政策の推進	B													行政管理部
11	2 人事管理事務(管理職への女性登用)	A													行政管理部
12	2 任期の定めのない短時間勤務制度の推進	A													行政管理部
13	2 職員採用試験の実施(民間経験者)	D													行政管理部
14	2 職員研修事業	A													行政管理部
15	3 市税滞納解消促進事業	A													税務部
16	3 保険料収納率向上事業	B													市民生活部
17	3 保育料収納業務	A											○		子どもすこやか部
18	3 診療費収益対策事業	A											○		総合病院
19	3 学校給食費滞納解消事業	B													学校管理部
20	3 市有地有効活用事業	B													財務部
平成23年度目標達成度別事業数		A	11	B	8	C	1	D	7						

【施策評価及び今後の取り組み方針】

(窓口業務の土曜日開庁事業)

試行というかたちであるが、市民の皆様から高い評価を受けている。とりわけ発行業務だけではなく、受付業務も相当数やっており、多分、同様の業務では大阪府内ではナンバーワンではないかと思っている。そうであるだけに、試行ということではなく、レギュラー、本格実施ということ、いろいろな課題があるのはわかっているが、試行ではなくて日常業務であるという取扱いをすべきで、速やかに取り組むよう求めておく。

(新集中改革プランの実行)

新集中改革プランの実行については、一定の行革効果というものが出来たところである。これは経営企画部だけではなく、各部局、大変な苦勞をかけているが、その苦勞の成果というものは着実に市の財政状況、そして市民サービスの向上につながっている。今後とも努力していくように強く求めておく。

(外郭団体の見直しを計画的に推進)

外郭団体の統廃合において、雇用問題を中心として統廃合への厳しい問題がある。雇用問題を解決しようにも、就業規則すらつくられていない、あるいはつくるように何回指示をしてもなかなか腰を上げないということがある。それぞれ関係をしている部署においては、外郭団体の整理・統廃合、効率的な運用を考えて、就業規則をきちんとしておくなど、当たり前のことを当たり前にきちんとやっていくようにしていただきたい。そのために経営企画部の方でも専門家を顧問として招いているのだから、十二分に活用するよう指示をしておく。 【次頁へ続く】

平成23年度 施策管理報告書(市長用)

行財政編 効率的で健全な行財政運営が行われるまち

【基本方針】

地方自治体の基本的な役割である「住民の福祉の増進」を果たしていくためには、市の将来を見越し、社会経済情勢の変化などにも十分に対応ができる「強い自治体」となる必要があります。そのため、市民ニーズや社会情勢などに対応できる体制づくりや、職員の能力向上、財政基盤の強化、業務の電子化などを進めることにより、効率的かつ健全な行財政運営が行われるまちにします。

【取り組みのあらまし】

- 1 将来を見越した行財政改革に取り組みます 5
- 2 これからの行政運営を担う人材を確保し、育成、活用します 6
- 3 歳入を確保し、市役所の財政力を向上させます 7
- 4 市役所の電子化を進め、市民の利便性や事務の効率を向上させます 8

指標	単位	実績値											目標値	
		H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H32		
1 効率的で健全な行財政運営が進められていると思う市民の割合	%	34.2												UP
2														
3														

【主な実施事業及びその評価】

	取り組みのあらまし 及び実施計画事業名	単位	後期基本計画期間における評価										第1期市政 マニフェスト	実施部局名	
			H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32			
1	4 窓口業務の土曜日開庁事業	B													市長公室
2	4 ワンストップサービスの充実	D													市長公室
3	4 オンライン申請システム	D													行政管理部
4	4 ホームページ拡充事業	B													市長公室
5	4 情報システム最適化計画の策定	B													行政管理部
6	4 電子入札システムの運用	A													財務部
7	4 情報セキュリティ対策	D													行政管理部
平成23年度目標達成度別事業数		A		B		C		D							

【施策評価及び今後の取り組み方針】

【前頁より】

(管理職への女性登用)

管理職の女性登用には積極的に取り組んでいただいている。女性だから、男性だからということはないが、是非とも女性の職員には頑張ってもらいたい。女性が持つ様々な状況はあるが、市としては十二分に理解をしながら、男女共同参画はやはり我々公からやっていかなければならないと思う。一層積極的な取り組みを求めておく。

(職員パワーアップ人事政策の推進)

職員のパワーアップ人事政策については、ポスト公募を実施した。いろいろ課題はあるが、一歩前進である。職員の意欲ということを考えて、是非ともポスト公募は積極的に取り組んでいこう求めておく。

(市有地有効活用事業)

管財室は、土地資産の有効活用について、資産経営室と十二分に丁寧な連携をしながら、効果的な財産、資産の運用、対応ができるように求めておく。

(電子入札システムの運用)

電子入札は、一定拡大をしてきた。ただ一方で、品質管理、品質の確保ということも大きな課題になってきている。市が発注するものに対しての最低賃金の確保などいろいろと課題もある。そういう中で、電子入札とどう組み合わせていくかというのは課題になると思うので、十二分に検討していくように求めておく。

(市税滞納解消促進事業)

滞納解消促進については、目標をクリアしたということで評価する。コンビニ収納の拡大など、とにかく収納率100パーセントを目指して頑張ってもらいたい、そのことを指示しておく。

(ふるさと納税)

納税の確保ということで、ふるさと納税の積極的なPRが必要だと思う。昨日、囲碁の井山さんが三冠王を達成されたけれども、井山さんも今は大阪市在住と聞いている。そういう井山さんをお願いをする、あるいは市内の優良企業の経営者の皆さんも自宅が奈良あるいは大阪市内の方がおられるので、是非ともふるさと納税について積極的に働きかけをすることを求めておく。

(保育料収納業務)

保育料の滞納、収納率の向上については当たり前のことである。未収金特別対策室とも連携をして一定の効果が上がったことは評価するが、今後は公平性の観点からより厳しい手法をもとるべきであると考えている。そういった意味で保育料の滞納はゼロとなるよう指示しておく。